

資料 1

令和 3年11月26日 (金)
第113回運営委員会資料

令和4年度保険料率について

- 資料1-1 令和4年度保険料率に関する論点について…………… 2
- 資料1-2 令和4年度保険料率に関する論点について（参考資料）…………… 7
- 資料1-3 令和4年度保険料率について(支部評議会における主な意見)……………24

令和4年度保険料率に関する論点について

令和3年11月26日

全国健康保険協会

令和4年度平均保険料率に関する論点

1. 平均保険料率

《現状・課題》

- ✓ 協会けんぽの令和2年度決算は、収入が10兆7,650億円、支出が10兆1,467億円、収支差は6,183億円と、収支差は前年度に比べて784億円増加し、準備金残高は4兆103億円で給付費等の5か月分（法定額は給付費等の1か月分）となった。
- ✓ これは、協会において、ジェネリック医薬品の使用促進、レセプト点検の強化など医療費適正化のための取組を着実に進めてきたことや、中長期的に安定した財政運営を行う観点から、平均保険料率10%を維持してきたことなどによる。
併せて、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料収入の減少額よりも、加入者の受診動向等の変化の影響によって、協会発足以来初めて医療給付費が前年度より減少したことによる支出の減少額が上回ったという、特別な状況によるものと考えている。
- ✓ 一方で、協会けんぽの今後の財政については、以下の状況から楽観を許さない状況である。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響によって経済状況が不透明であり、保険料収入の見通しも不透明である。一方で、医療給付費は、受診動向等の変化の影響等によって令和2年4、5月に大幅に減少した後、徐々にコロナ禍前の水準まで戻り、令和3年度においては、既にコロナ禍前の水準を上回っている。このため、協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないこと。
 - ・ 高齢化の進展により、高齢者に係る医療費が今後も増大する見込みであり、特に、令和4年度以降、団塊の世代が後期高齢者となることによって、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること。
 - ・ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によって健診や保健指導の実施率が落ち込み、健診・保健指導にかかる費用も対前年度比マイナスとなったが、令和3年度の目標実施率を踏まえると、健診・保健指導経費は、前年度と比較して370億円程度の増加が見込まれていること。
 - ・ 健康保険組合の令和3年度予算早期集計では、経済状況の悪化の影響によって約8割の組合が赤字を計上している。今後、健康保険組合の実質保険料率が10%を超える事態になると、財政状況の悪化した組合が解散を選択することも考えられること。
 - ・ 平成29年度半ば頃から被保険者数の伸びが急激に鈍化し続けていること。
 - ・ 今後、高額な医薬品や再生医療等製品の薬価収載及びそれらの収載後の効能・効果の追加による処方患者数の増加の可能性もあること。
- ✓ こうした状況も踏まえながら、今後の財政状況を見通す観点から、新型コロナウイルス感染症の影響も含めた、5年収支見通し等の財政状況に関するシミュレーションを行ったところ、平均保険料率10%を維持した場合であっても、数年後には準備金を取り崩さなければならぬ見通しとなっている。

1. 平均保険料率

論点】

- 協会の財政構造に大きな変化がなく、また、新型コロナウイルス感染症の影響により先行きが不透明である中で、今後の5年収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の増加などを考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、令和4年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準について、どのように考えるか。

※ 平成29年12月19日 運営委員会 安藤理事長発言要旨：「今後の保険料率の議論のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい。」

2. 保険料率の変更時期

≪現状・課題≫

- ✓ これまでの保険料率の改定においては、都道府県単位保険料率へ移行した際（平成21年9月）及び政府予算案の閣議決定が越年した場合を除き、4月納付分（3月分）から変更している。

論点】

- 令和4年度保険料率の変更時期について、令和4年4月納付分（3月分）からでよいか。

前回（9/16）の運営委員会における令和4年度保険料率に関する運営委員の主な意見

1/2)

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響の先行きが見通せないこと、中小企業の経営が依然として厳しい状況にあること、準備金残高が4兆円を超え法定準備金の5か月分に達している状況等を踏まえると、負担する側からみれば、保険料率の引き下げをお願いしたいところ。しかし、シミュレーションをみると、保険料率を10%に維持するのは致し方ないと思う。
今後、準備金の減少が始まる前に、給付費の適正化やマイナンバーカードを活用したデジタル化の推進等によるコスト削減を意識した議論を行うことが必要。
- 5年収支で示された試算の前提は、事業者の肌感覚では楽観的過ぎると感じる。現状、企業は強力な支援策により何とか事業継続できているものの、この支援策が終わったとき、倒産廃業が相次ぎ、雇用が大きく失われる懸念を抱いている。少なくともここ数年は、悲観的な見通しを立てておいたほうが、実態を反映した議論が行われると考えている。現在が長期に渡る異常事態の下にあるという認識のもと、当面は10%を守ることを前提に、悲観的な見通しによる推計を行っていただくようお願いしたい。
- 現場で色々な会社を見ていると、かなり状況が厳しいと感じる。在宅勤務の拡大により労働時間が短くなる傾向であり、残業が減ると標準報酬月額にも影響があると思う。事務局から出された試算の資料の中で、中位パターンの前提として賃金上昇率が+0.4%となっているが、中小企業が多い協会けんぽにおいては、その水準まで回復するのは難しいのではないかと。協会財政の見通しが不透明な中、準備金によって今後10年間は保険料率を安定的に保っていく予定であると理解しており、その方向で努力を続けてほしい。
- 未だ新型コロナの影響がある中、今後の動向が不透明であり、保険料率10%維持が妥当。中小企業にとっては、賃金上昇が見込めない中で、保険料率は引き下げが何よりだが、厳しい社会情勢を考えると難しいことも理解できる。10%を維持したとしても数年後には準備金を取り崩すことになるという試算もあり、今は保険料率10%を維持することが適当である。
今後は、準備金が積み上がっていることを踏まえた議論もすべきではないか。

前回（9/16）の運営委員会における令和4年度保険料率に関する運営委員の主な意見

1/2)

- 準備金残高の取扱いについて、事業主の立場として意見を申し上げたい。十分な準備金を確保しつつ、その一部を原資として、従業員の健康づくりをさらに強化するような取組はできないか。例えば、協会けんぽの保健事業の中で、目に見える形で、何か事業主や従業員へ還元できる取組はできないか。現実に準備金が5か月分まで積み上がっていることから、ぜひ検討いただきたい。
- 現在の不透明な経済状況の中では、楽観的な見通しより厳しい見通しで考えるべき。準備金が積みあがっていることで、保険料率引き下げの意見があることも理解するが、シミュレーションにおいて、保険料率を引き下げた場合、すぐにも準備金が減少する見通しとなっている。このため、一旦保険料率を引き下げた場合、その先で再引き上げが必要となると考えられるが、これは事業主の方にとって非常に難しいと思う。むしろ、保険料率10%を長期間維持していく方策を考えるべき。

準備金が増加することは、保険者にとっては、財政リスク軽減になる。しかし、事業主・被保険者にとっては、厳しい経済状況の下、負担増加となる。これらの整合性を保つ方策が、準備金を工夫して使うということであり、上手な形で還元していくプランを考えていくべき。還元策としては、加入者にとって利便性が高く、健診を受けることにつながるような方策を保健事業の中に取り入れることが考えられる。これらの取組を行ったなら、加入者、事業主、保険者いずれにとってもメリットがあるだろう。保険料率については10%維持を支持する。その一方で、保険者と事業主・加入者の双方がWIN-WINの関係になれるような準備金の還元策を検討いただきたい。

令和4年度保険料率に関する論点について (参考資料)

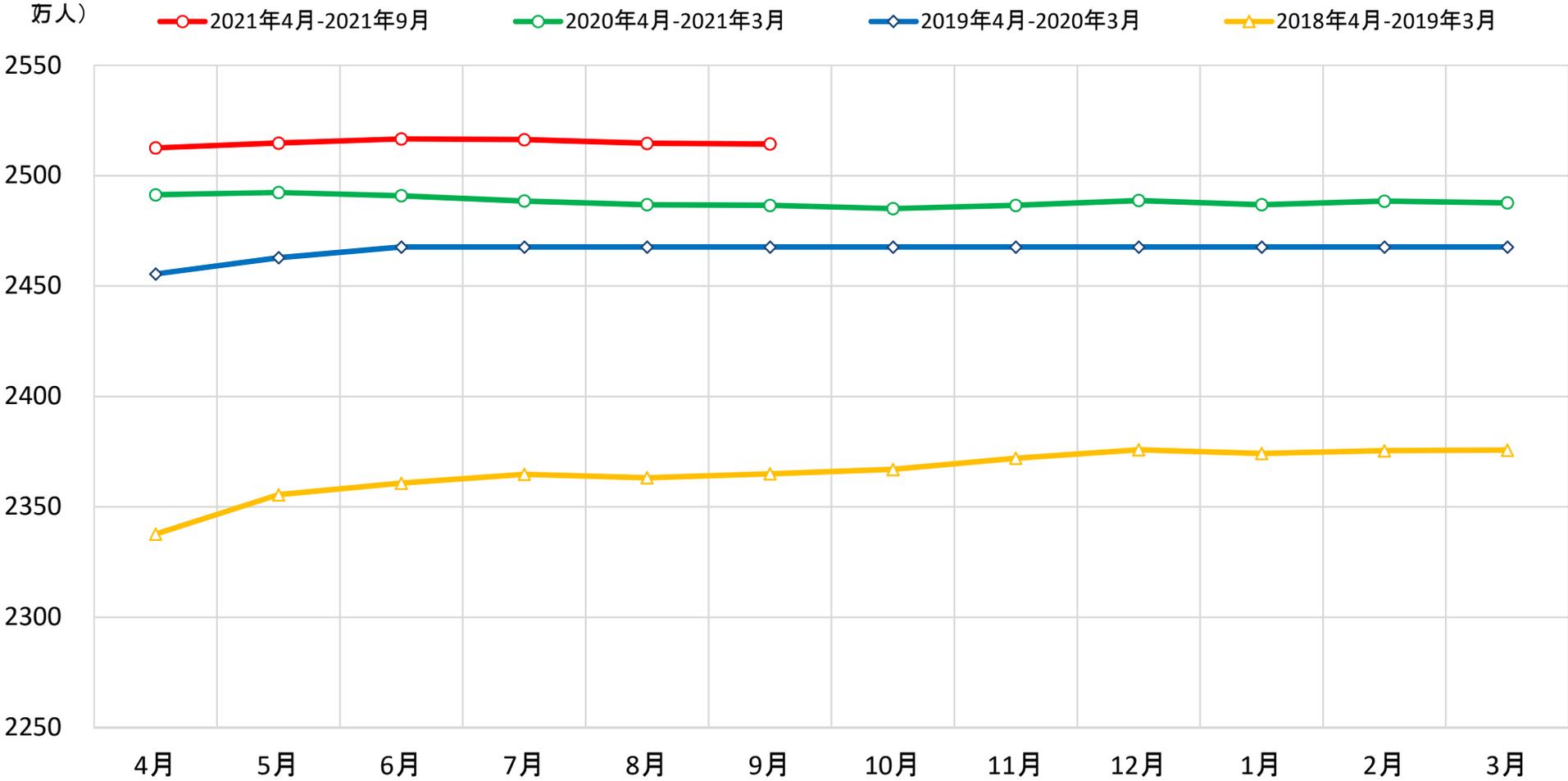
令和3年11月26日

全国健康保険協会

協会けんぽの被保険者数の動向

被保険者数の対前年同月比は2020 令和2)年 4月から鈍化している。

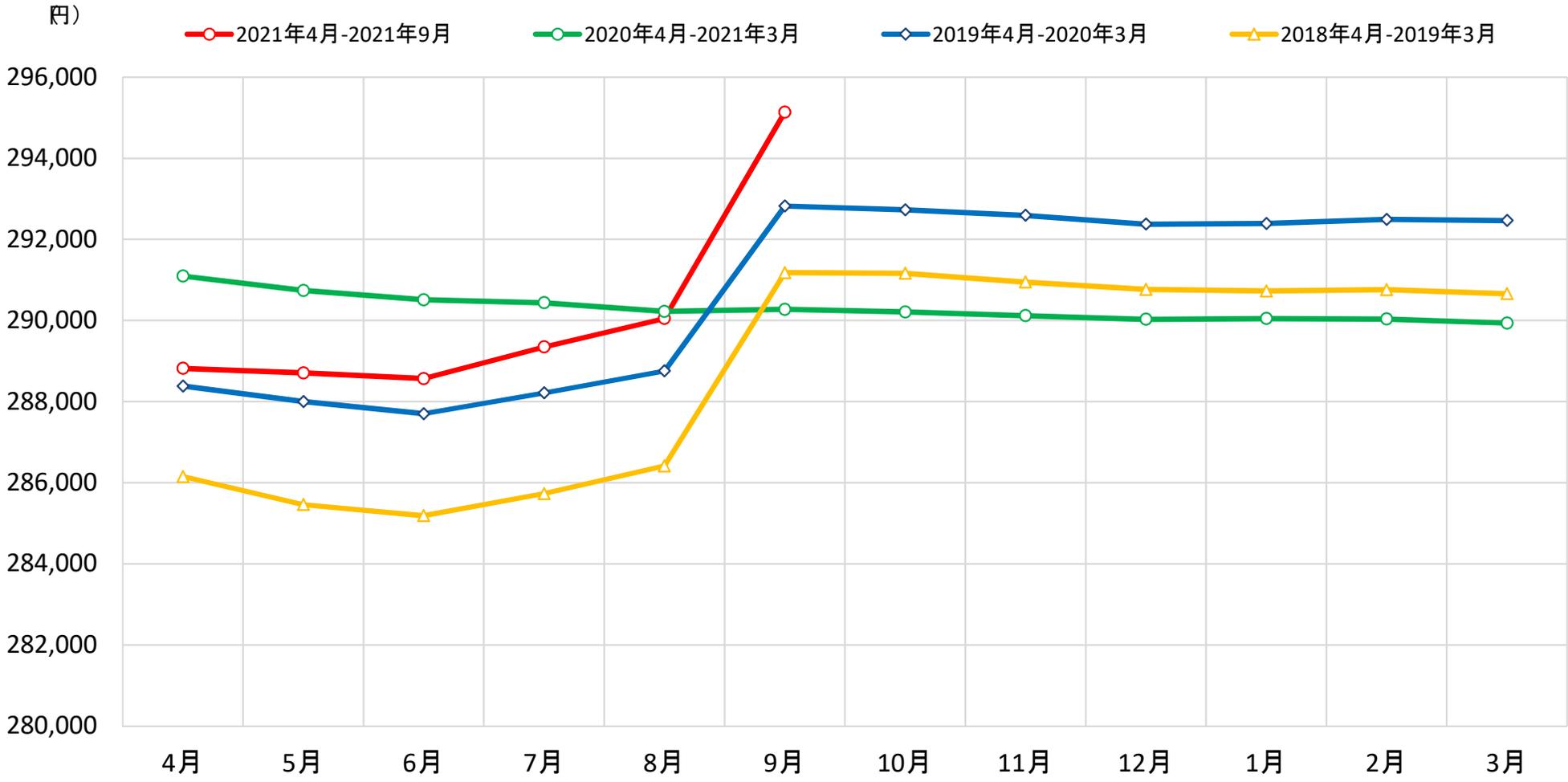
被保険者数の推移



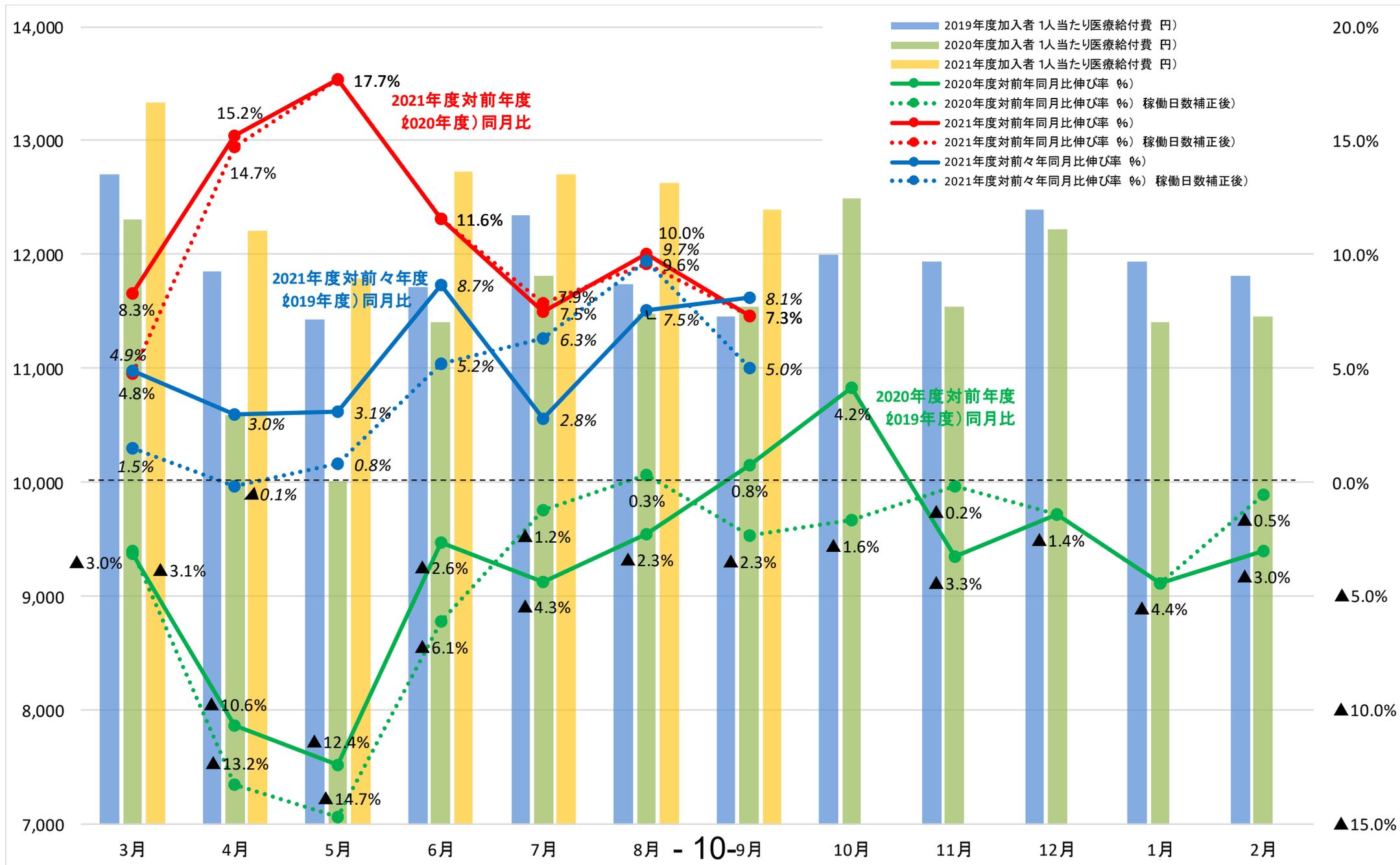
協会けんぽの平均標準報酬月額の動向

平均標準報酬月額は、2020年9月以降、対前年同月比マイナスで推移していたが、2021年9月はプラスとなった。

平均標準報酬月額の推移



協会けんぽの加入者一人当たり医療給付費と対前年同月比伸び率の推移

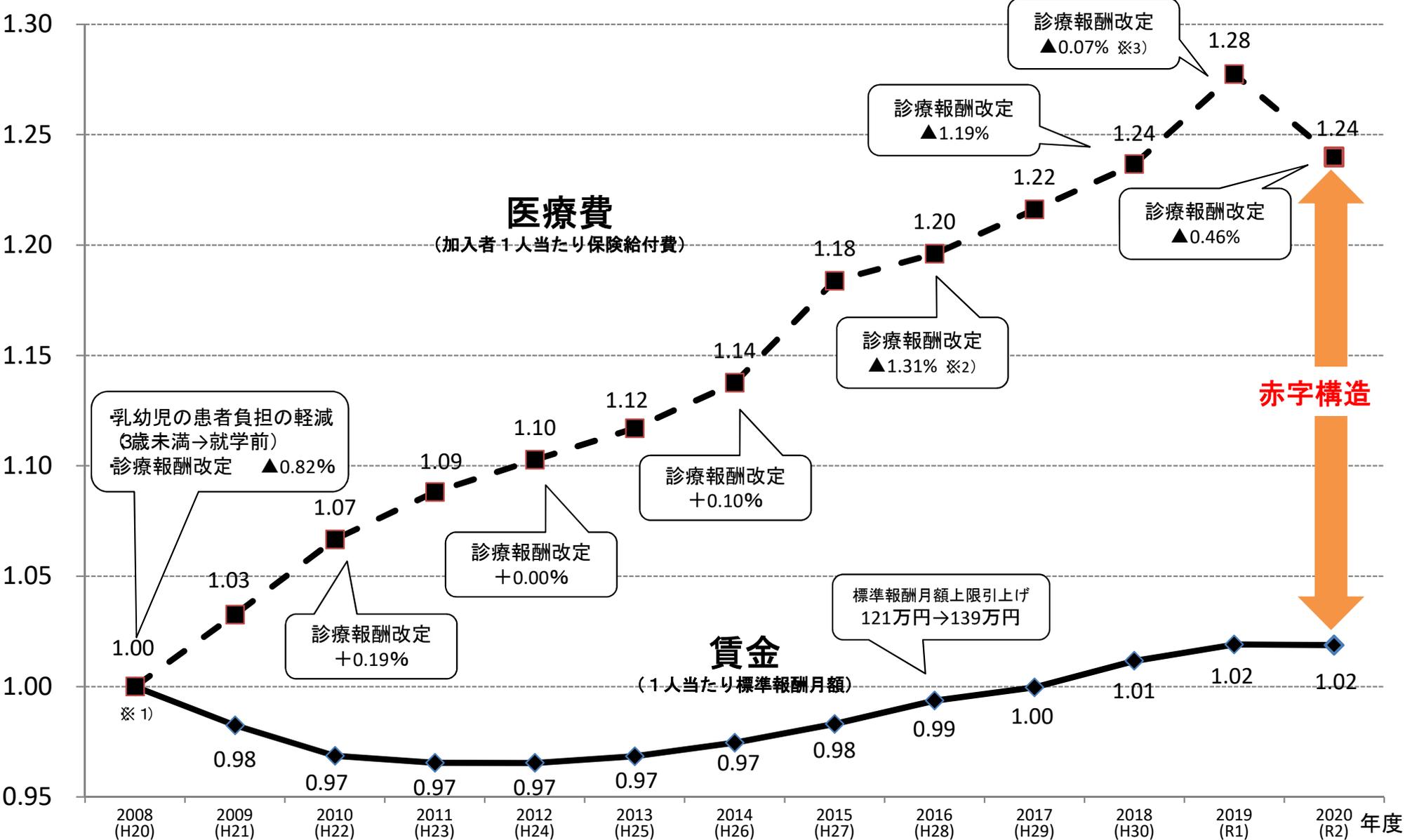


加入者1人当たり医療給付費(円)

対前年同月比(%)

協会けんぽの保険財政の傾向

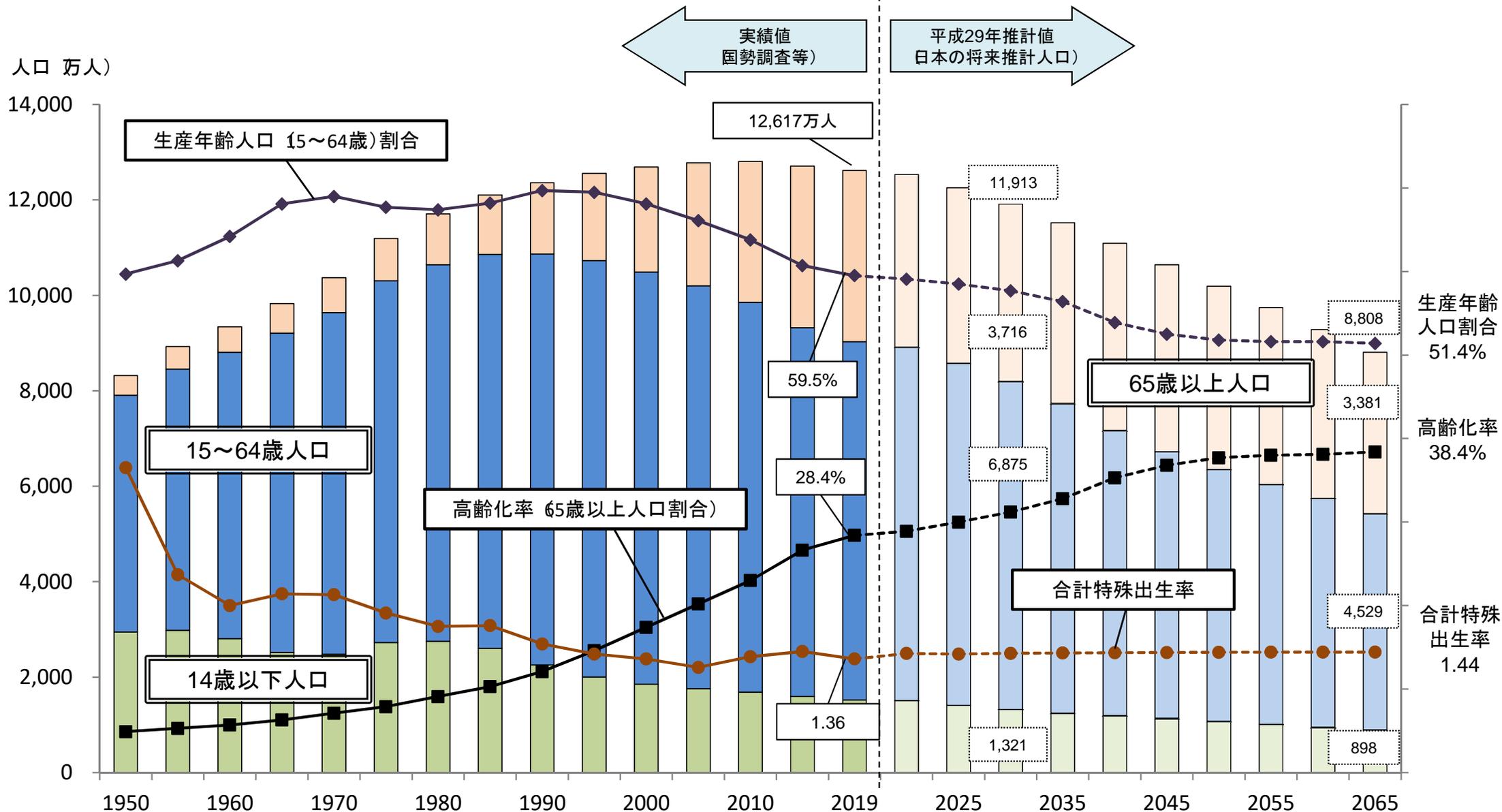
近年、医療費（1人当たり保険給付費）の伸びが賃金（1人当たり標準報酬）の伸びを上回り、協会けんぽの保険財政は赤字構造



※ 1) 数値は2008年度を1とした場合の指数で表示したもの。
 ※ 2) ▲1.31%は、2016年度の改定率▲0.84%に薬価の市場拡大再算定の特例の実施等も含めた実質的な改定率である。
 ※ 3) 消費税率10%への引き上げに伴い2019年10月より改定。

日本の人口の推移

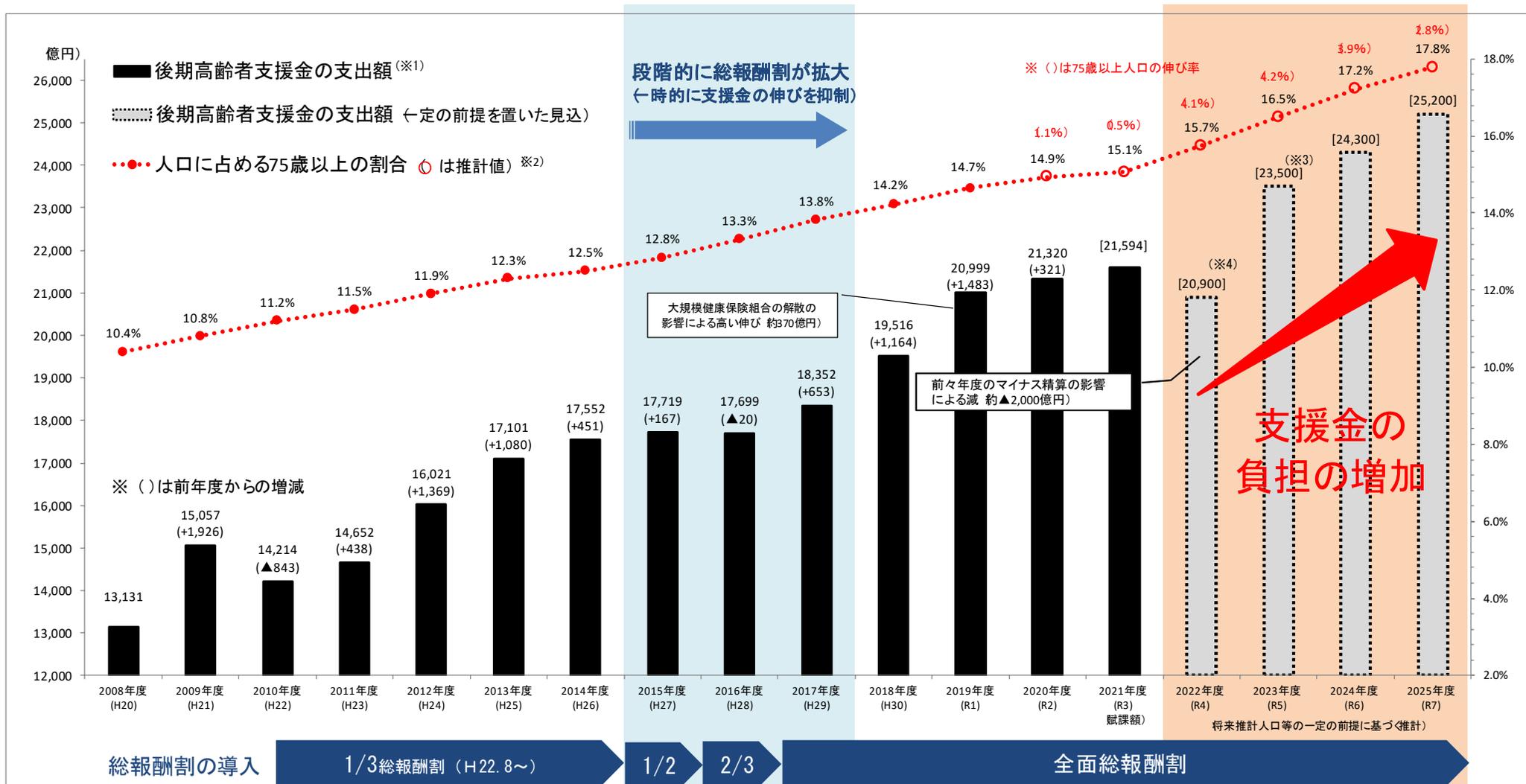
日本の人口は近年減少局面を迎えている。2065年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は38%台の水準になると推計されている。



出所) 2019年までの人口は総務省「人口推計」各年10月1日現在、高齢化率および生産年齢人口割合は、2019年は総務省「人口推計」、それ以外は総務省「国勢調査」
 2019年までの合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、
 2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)：出生中位・死亡中位推計」

協会けんぽの後期高齢者支援金の推移

近年、後期高齢者支援金は、総報酬割の拡大等により一時的に伸びが抑制されていたが、2022年以降は、団塊の世代が75歳以上になり始めるため、大幅な増加が見込まれている。

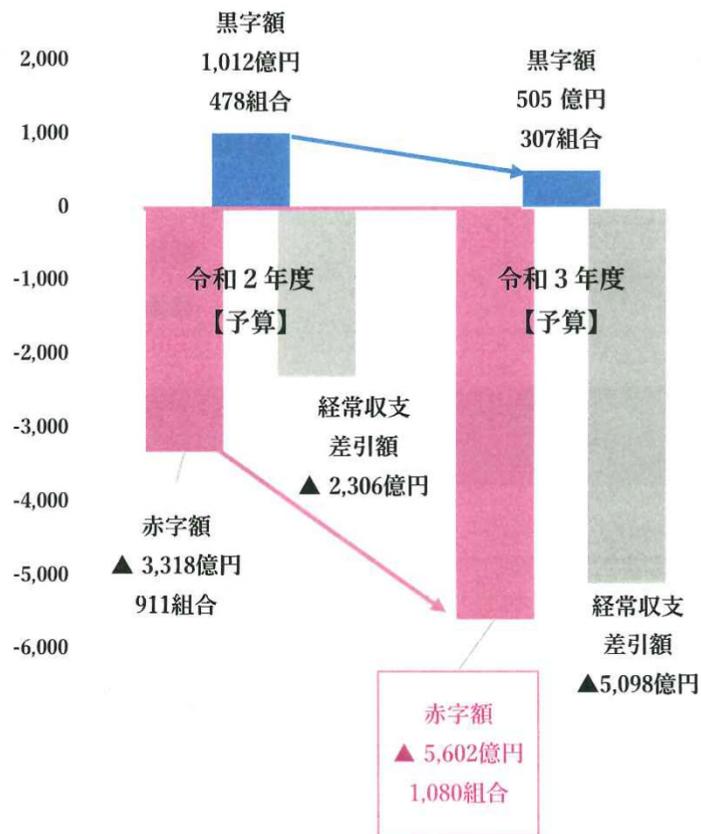


(※1) 後期高齢者支援金については、当該年度の支出額（当該年度の概算分と2年度前の精算分、事務費の合計額）である。
 (※2) 人口に占める75歳以上の割合については、2019年度以前の実績は「高齢社会白書」（内閣府）、2020年度以降の推計値は「日本の将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所、2017年推計）による。
 (※3) 一定所得以上の後期高齢者の医療費窓口負担の2割への引き上げについては、2022年度後半に施行されることとされているが、具体的な時期が未定のため、2023年度以降の推計値から影響を考慮している。
 (※4) 2022年度以降の推計値は、百億円まるめで記載している。

令和3年度【予算】経常収支差引額の状況

- 赤字額が2,792億円増加した結果、赤字組合は、前年度に比べ169組合増加して1,080組合（構成比：77.9%）となり、赤字組合の赤字総額は前年度に比べ2,284億円増加し、▲5,602億円となる見通し。
- 一方、黒字組合は、前年度に比べ171組合減少して307組合（構成比：22.1%）となり、黒字総額は507億円減の505億円となっている。

経常収支差引額の状況

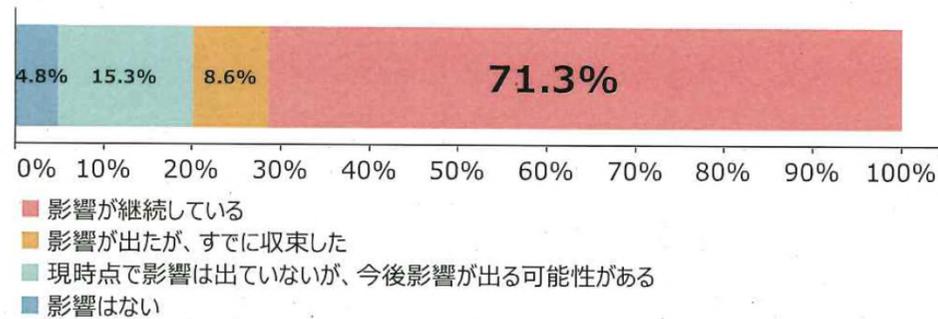


	令和3年度【予算】	令和2年度【予算】	対前年度差
経常収入 (①)	8兆1,181億円	8兆3,423億円	▲2,242億円
経常支出 (②)	8兆6,279億円	8兆5,729億円	550億円
経常収支差 (①-②)	▲5,098億円	▲2,306億円	▲2,792億円
赤字組合の赤字総額	▲5,602億円	▲3,318億円	▲2,284億円
赤字組合数	1,080組合	911組合	169組合
赤字組合の割合	77.9%	65.6%	12.3p
黒字組合の黒字総額	505億円	1,012億円	▲507億円
黒字組合数	307組合	478組合	▲171組合
黒字組合の割合	22.1%	34.4%	▲12.3p

【総論①】 新型コロナウイルス感染症流行の中小企業への影響

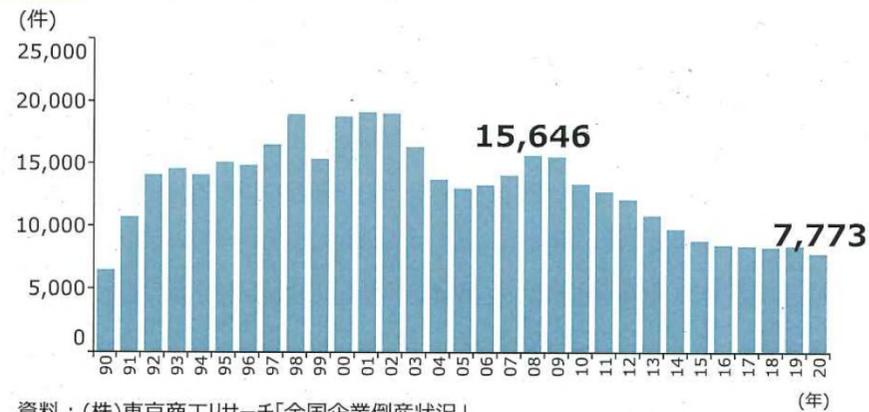
- 感染症流行により、多くの**中小企業が引き続き厳しい状況**にある。
- **倒産件数は低水準**となっており、金融支援の拡大や持続化給付金など概ね**各種支援策が功を奏している**と見られるが、感染症の影響に引き続き留意することが必要。

図1 新型コロナウイルス感染症による企業活動への影響



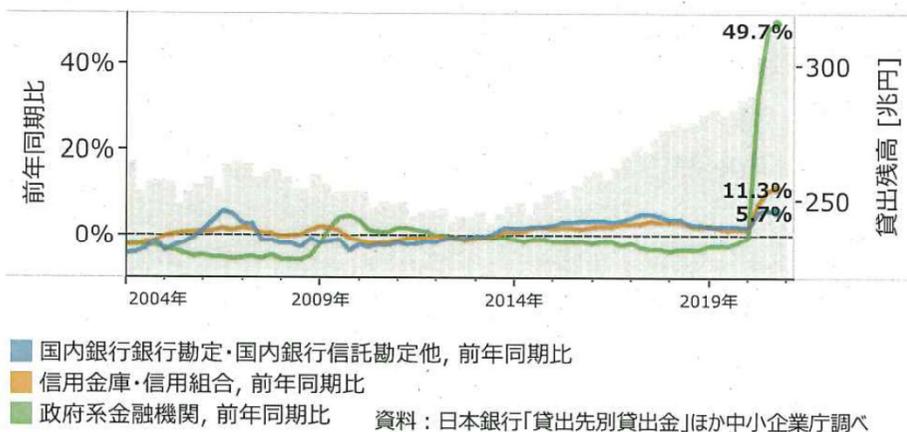
資料：(株)東京商工リサーチ「第14回新型コロナウイルスに関するアンケート調査」(2021年3月)

図2 倒産件数の推移



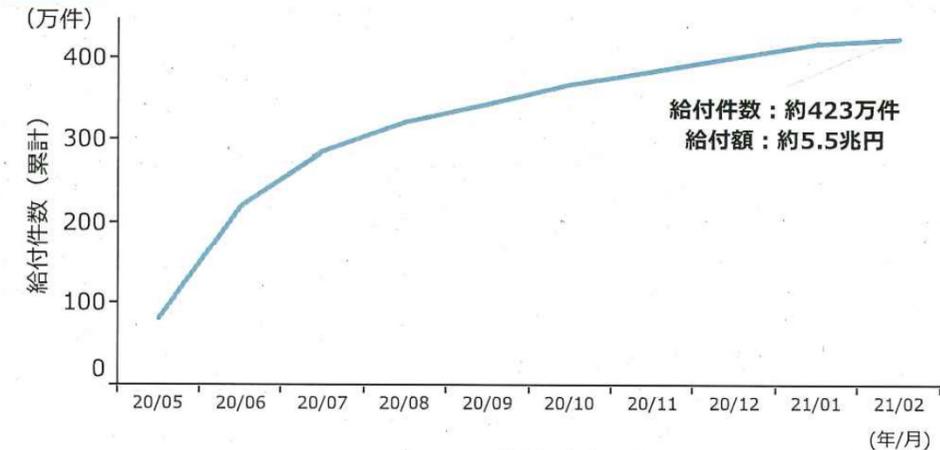
資料：(株)東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」

図3 中小企業向け貸出残高の推移



■ 国内銀行銀行勘定・国内銀行信託勘定他, 前年同期比
■ 信用金庫・信用組合, 前年同期比
■ 政府系金融機関, 前年同期比
資料：日本銀行「貸出先別貸出金」ほか中小企業庁調べ

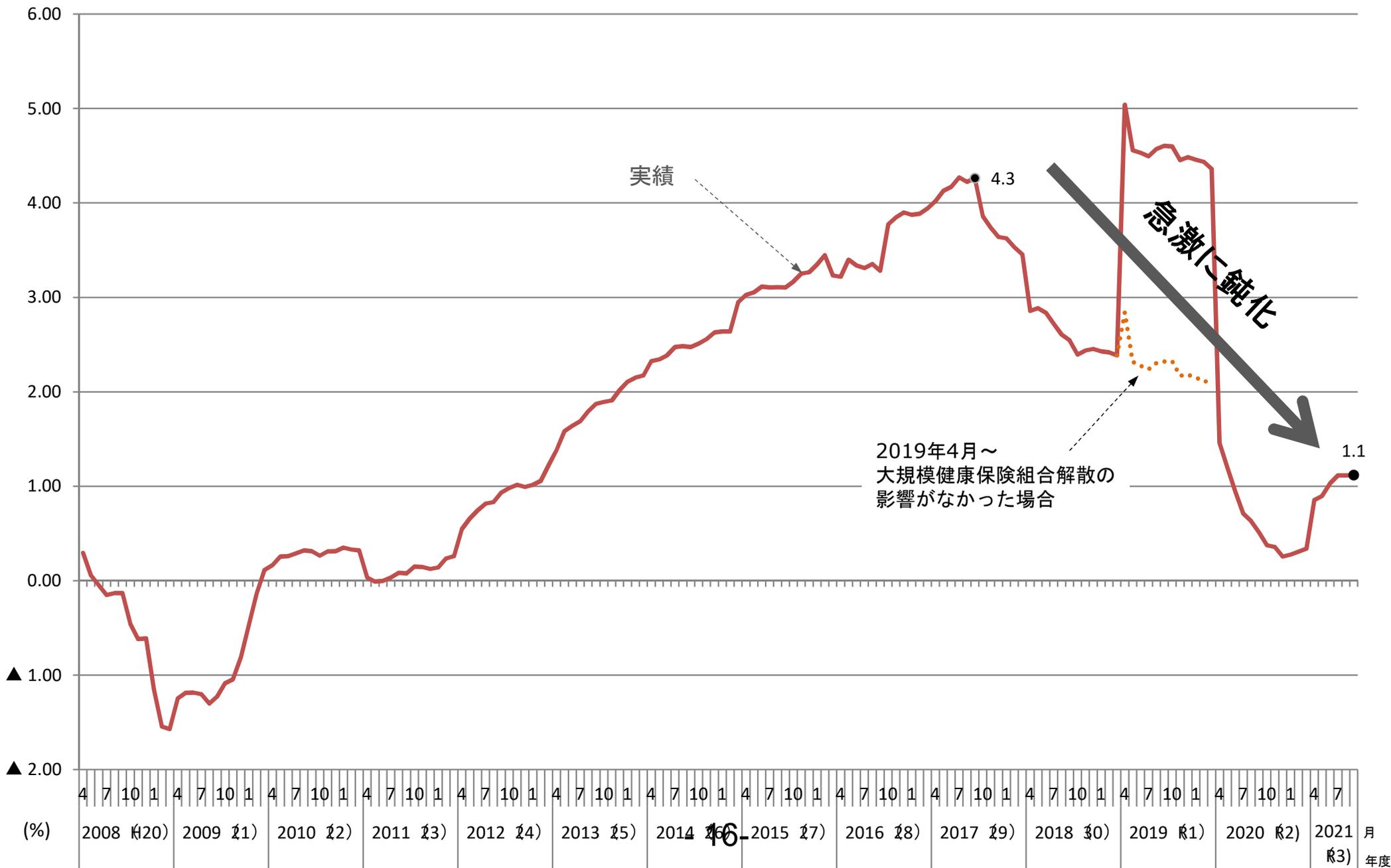
図4 持続化給付金の給付実績



資料：中小企業庁調べ (注) 2月時点の実績

協会けんぽの被保険者数の対前年同月比伸び率の推移

被保険者数の対前年同月比の伸びは、2017 平成29)年9月をピークに鈍化傾向が続いている。



医療技術の高度化に伴う高額な医薬品や再生医療等製品の薬価収載

- 近年、医療技術の高度化に伴い、高額な医薬品や再生医療等製品が薬価収載されている。(下表参照)
- これらの多くは、対象疾患が希少がんや難病など患者数が限定的であるが、オプジーボのように、効能・効果の追加により対象疾患が拡大し、医療費(薬剤費)に与えるインパクトが非常に大きくなる場合がある。

近年薬価収載された高額な医薬品や再生医療等製品の例

(以下の表は中央社会保険医療協議会資料等に基づき作成)

医薬品名	保険収載年月	効能・効果	費用 (薬価収載時)	ピーク時 予測患者数 (薬価収載時)	ピーク時 予測販売金額 (薬価収載時) (※3)
オプジーボ点滴静注	2014年9月	非小細胞肺がん等 (収載後、対象疾患が拡大)	約3,500万円(※1) (体重60kgで1年間の場合)	470人 (2018年度新規処方患者数 (推計):約21,000人)(※2)	31億円 (2018年度販売金額: 906億円)(※2)
ステミラック注	2019年2月	外傷性脊髄損傷	約1,500万円(1回分)	249人	37億円
キムリア点滴静注	2019年5月	B細胞性急性リンパ芽 球性白血病等	約3,350万円 (1患者当たり)	216人	72億円
レブコビ筋注	2019年5月	アデノシンデアミナー ゼ欠損症	約2億2,000万円 (体重60kgで1年間の場合)	8人	9.7億円
ゾルゲンスマ点滴静注	2020年5月	脊髄性筋萎縮症	約1億6,700万円	25人	42億円
イエスカルタ点滴静注	2021年4月	びまん性大細胞型B細 胞リンパ腫等	約3,260万円 (1患者当たり)	232人	79億円
ブレヤンジ静注	2021年5月	びまん性大細胞型B細 胞リンパ腫等	約3,260万円 (1患者当たり)	239人	82億円

(※1) 累次の薬価改定により、薬価収載時と比べ、価格が約76.4%引き下げられた。(100mg10mL 1瓶の価格:薬価収載時=72万9,849円、2019年8月時点=17万2,025円)

(※2) 小野薬品工業株式会社の公表資料に基づき作成。

(※3) 薬価収載時の算定薬価の基づく予測である。

令和2年5月13日

「高額医薬品の保険収載」にあたり

健康保険組合連合会
全国健康保険協会

本日の中央社会保険医療協議会において、希少疾患・難病治療薬である「ソルグンス」の保険適用が承認された。

この「ソルグンス」は、国内で価格が1億円を超えた初の超高額医薬品として注目を集めているが、1回の投与で高い効果が期待されているため患者にとっては保険適用を待ち望んでいた新薬であり、このような新薬については、費用対効果も考慮しながら適正な価格での速やかな保険適用を通じて、患者への適切な医療を確保することが何よりも重要である。

個人で負担しきれないリスクを確実にカバーしていくことは共助の仕組みである公的医療保険制度の責務である。現在、国難とも言える新型コロナウイルス感染症の治療に向けて、新薬の研究開発や既存治療薬の活用に向けた臨床試験が進んでいるが、国民の生命を守るためには、こうした医薬品についても有効性・安全性を確認した上で、速やかに公的医療保険でカバーすべきである。

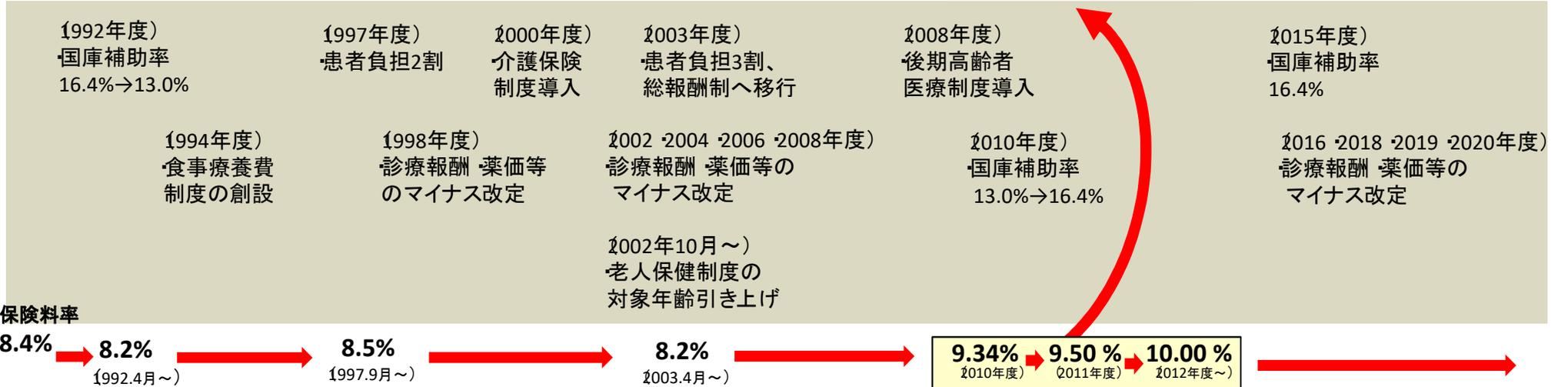
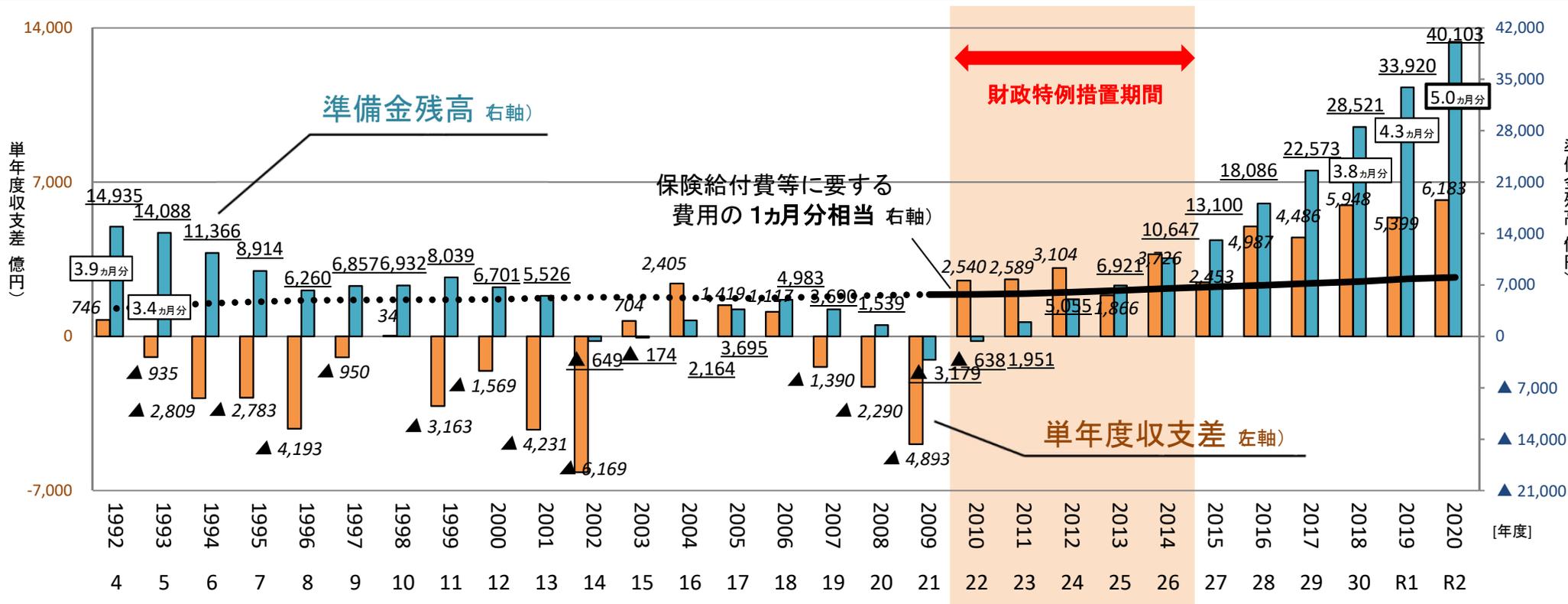
国民皆保険制度の存在は、今回のような不測の事態においても医療を支え、国民の生命を守ってきた。しかし、2022年以降、人口減少・高齢化等により医療保険財政がより危機的な状況に直面し、さらに革新的で高額な新薬の保険適用が今後も見込まれている。

医療の質向上につながる新薬を保険適用しながら国民皆保険制度を維持していくためには、既存医薬品に係る公的医療保険の給付範囲について、除外も含めて改めて見直しを検討することが喫緊の課題であり、まずは関係審議会において諸外国の事例も参考にしながら、保険診療下で相対的に必要度が低下した市販品類似薬の除外・償還率変更に向けた検討を早急に着手すべきである。

薬剤自己負担の引き上げなどの医療保険制度改革については、骨太の方針2019や全世代型社会保障検討会議中間報告等を踏まえ、社会保障審議会医療保険部会において検討を行い、今夏に議論のとりまとめが行われる予定である。新型コロナウイルス感染症は未だ収束に至っておらず、その対応は最優先されるべきだが、「2022年危機」に向けて、医療資源の有効利用促進の観点から薬剤自己負担の引き上げを含めた保険給付範囲のあり方について、着実に議論を前進させるべきである。

以上

単年度収支差と準備金残高等の推移 (協会会計と国の特別会計との合算ベース)

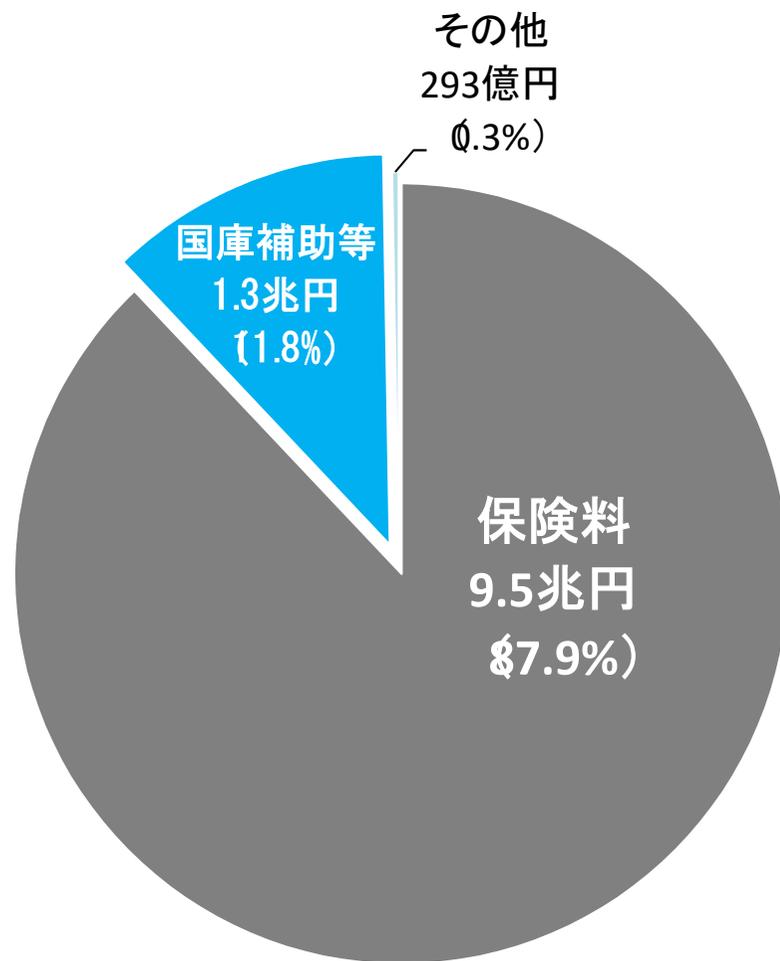


注) 1.1996年度、1997年度、1999年度、2001年度は国の一般会計より過去の国庫補助繰延分の返済があり、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。
 2.2009年度以前は国庫補助の清算金等があった場合には、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。
 3.協会けんぽは、各年度末において保険給付費や高齢者拠出金等の支払いに必要額の1ヵ月分を準備金(法定準備金)として積み立てなければならないとされている(健康保険法160条の2)。

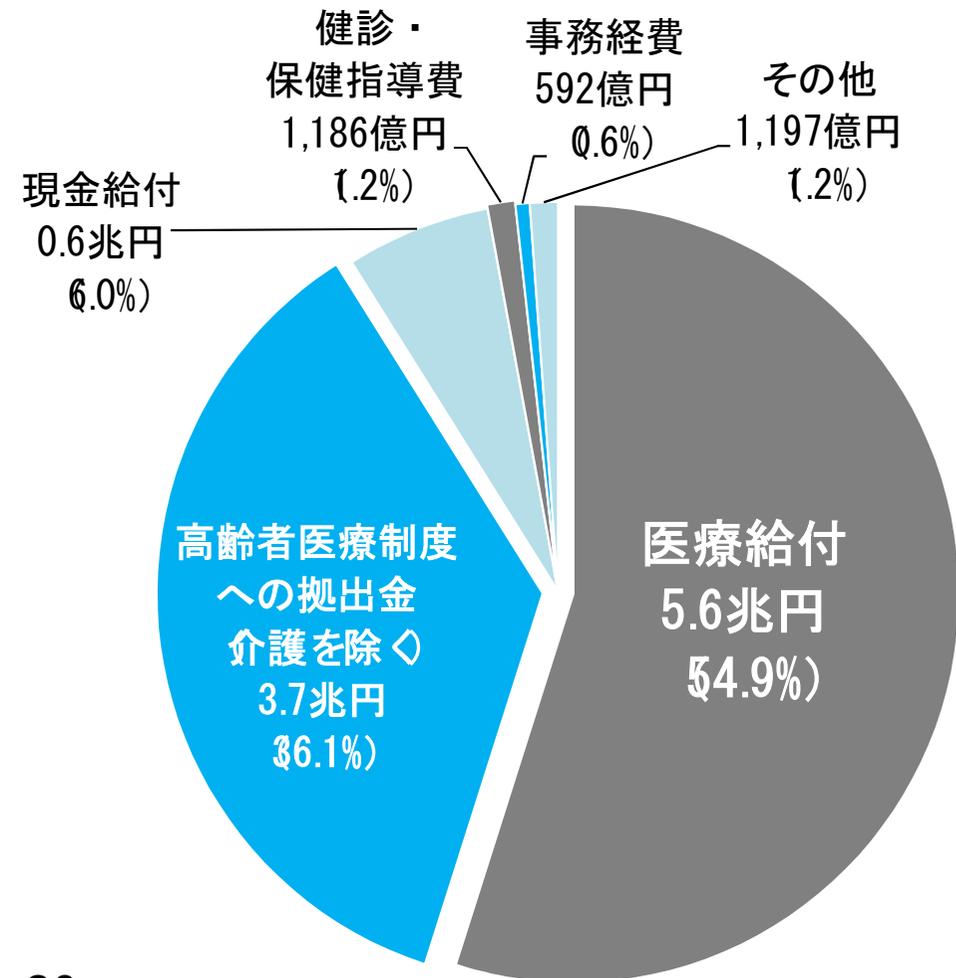
協会けんぽの財政構造（令和2年度決算）

- 協会けんぽ全体の支出は約 10.1兆円だが、その約 4割、約 3.7兆円が高齢者医療への拠出金に充てられている。

収入 10兆7,650億円



支出 10兆1,467億円



第89回全国健康保険協会運営委員会（29年12月19日）

発言要旨

（理事長）

- 平成30年度保険料率については、本委員会において9月以降4回にわたり精力的にご議論をいただき、委員長をはじめとする各委員の皆様には、厚く感謝申し上げます。
- 今回の議論に当たり、先ほどの資料1にも記載のとおり、協会の保険料率の設定には裁量の幅があり、財政状況の期間をどのように考えるかは選択の問題ではあるが、より中長期の財政見通しも踏まえながらご議論いただくため、委員の皆様からのご提案に基づき、今回は今後の保険料率のシミュレーションを新たに提示させていただいた。
- これを見ると、平均保険料率の10%を維持した場合であっても、中長期的には10%を上回るという大変厳しい結果となっている。このシミュレーションでは、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る財政の赤字構造が続いていくことや、団塊の世代が全て後期高齢者となっている2025年度以降も高齢者医療への拠出金が増大していくことが前提となっているが、医療費適正化等の保険者努力を尽くしてもなお、こうした前提は現実として直視せざるを得ない状況にあると考える。
- 今回、運営委員や各支部の評議員の皆様からの意見では、平均保険料率10%維持と引下げの両方のご意見をいただいた。従来から平均保険料率10%が負担の限界であると訴えてきており、やはり中長期で見て、できる限りこの負担の限界水準を超えないようにすることを基本として考えていく必要がある。
- また、協会けんぽは被用者保険のセーフティネットとしての役割が求められ、それを支えるために、厳しい国家財政の中でも多額の国庫補助が投入されていることも踏まえれば、加入者や事業主の皆様はもちろんのこと、広く国民にとって十分にご理解いただける保険料率とする必要があると考える。
- 以上を踏まえ、協会としては、平成30年度の保険料率については10%を維

持したいと考える。

○ なお、激変緩和率については、平成 31 年度末とされた現行の解消期限を踏まえて計画的に解消していく観点から、平成 30 年度は 10 分の 7.2 として 10 分の 1.4 の引き上げを厚生労働省に要望し、保険料率の変更時期については、平成 30 年 4 月納付分から持したいと考えている。

○ 最後に、来年度以降の保険料率についての議論のあり方について、一言申し上げたい。これまで 3 年間、財政的に余裕があるという恵まれた、しかし同時に議論が難しい状況において、翌年度の保険料率の議論を行ってきたが、先ほども申し上げたとおり、医療費の伸びが保険料のベースとなる賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造や更なる人口高齢化に伴う拠出金の増大は、容易に変わるとは考えられず、このため収支見通しが大幅に変わるとも考えにくい。

保険料率をどれほどのタイムスパン、時間の幅で考えるかは保険者としての裁量の問題、選択の問題であるが、私どもとしては、やはり中期、5 年ないし 2025 年問題と言われている以上、その辺りまで十分に視野に入れなければならないと考えている。3 回目の議論を終えるに当たり、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたいと考えている。

第 93 回全国健康保険協会運営委員会（平成 30 年 9 月 13 日）
発言要旨

- 本日は、幅広いご意見を頂戴しまして、本当にありがとうございます。
- 今回お話しいただいた、論点 1 の来年度（平成 31 年度）の保険料率についてどうするかというご意見の中で、そのことについては、やはり 10%、中長期的に考えても 10%維持のほうがいよというご意見と、10%維持はよいが、今このように形で協会の準備金が積み上がっていると、その積み上がっている準備金を自らの団体であるとか、加入者や事業主に対して、10%維持が望ましいが、どう説明してよいかわからないとのご意見もいただきました。やはり、これだけ積み上がっているのだから、引き下げしてほしいとのご意見も頂戴しました。
- 皆様の本当に素晴らしい様々なご意見を頂戴しましたが、昨年末にこの運営委員会でお話しさせていただきましたように、基本的には大きな変動がない限り、この料率に関しましては、中長期的に考えていきたいという基本は変わっておりません。
- これから、10 月、11 月、12 月に向けて、各支部でも評議会が開催されます。その評議会の中で、なぜ準備金が必要なのか、そして、どのようにして協会けんぽを長く安定的に維持できるのかということをきっちり話をさせていただきながら、本日、森委員と埴岡委員からもお話がありました。2040 年という本当に長期的なことも考えながら、私どもは安定的な運営をするために何をやっていかなければいけないのかというところを考えると必要がございます。
- 私どもとしましては、これから、このように準備金が積み上がってきているという非常に恵まれた環境の中で、将来、先ほど推計としていろんな数字を述べさせていただいておりますけれども、最悪の場合、2021 年度から赤字に転じてしまうような状況の中で、その推計のようにならないように、保険者として様々な努力をし、その数字がもっと先に延びるようになる努力をする必要があると思っています。そういう努力をしていきますということで、大変長くなりましたが、基本的には中長期的に考えさせていただきます。そして、これからの各支部での議論において、きちんとお話しをさせていただきたいと考えております。

令和4年度保険料率について (支部評議会における主な意見)

令和3年10月に開催した各支部の評議会での意見については、協会は、

- ・医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字構造や、今後、団塊の世代が全て後期高齢者となる2025年度以降も後期高齢者支援金が増大していくなど、楽観視できない現実がある中で、できる限り平均保険料率10%を超えないようにということを中心に考えている
- ・協会の財政について、「大きな変動がない限り、中長期に考えていきたい」という基本的なスタンスを変えていない

ことについて評議会で説明した上で、特段の意見があれば提出していただくこととしている。

意見の提出状況並びに平均保険料率に対する意見の概要は以下のとおり。

		※()は昨年の支部数
意見の提出なし	2支部	(6支部)
意見の提出あり	45支部	(41支部)
① 平均保険料率10%を維持するべきという支部	31支部	(31支部)
② ①と③の両方の意見のある支部	10支部	(5支部)
③ 引き下げるべきという支部	4支部	(2支部)
④ その他(平均保険料率に対する明確な意見なし)	0支部	(3支部)

※保険料率の変更時期については、4月納付分(3月分)以外の意見はなし。

令和3年10月29日

令和4年度保険料率に関する評議会での意見（北海道支部）

（令和3年10月25日開催 北海道支部評議会）

【評議会の意見】

- 評議会としての意見集約は無し。
- 平均10%維持という意見が多数だったが、事業主代表の評議員からは、引き下げも考えるべきとの意見も出された。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- 短期的には医療費が抑えられたが、長期的に見て、今引き下げるタイミングか判断は困難である。平均保険料率10%維持でよい。

（事業主代表）

- 準備金が約4兆円まで積み上がっていることを考えると、一度引き下げという選択も考えていただきたい。見通しの厳しさは理解するが、業種によっては非常に経営が厳しい状況にある。短期的にでも、医療費が抑えられれば保険料率に反映するという加入者へ示すことも大切ではないか。
- 団塊の世代が後期高齢者となり、支援金がさらに増加していくことは既に明らかであるのだから、安定した運営を見通すということで、平均保険料率10%維持は賛成である。

（被保険者代表）

- 様々な現状・課題を考慮すると平均保険料率10%を維持することはやむを得ないとする。

令和 3 年 11 月 2 日

令和4年度保険料率に関する評議会での意見（青森支部）

（令和3年10月29日開催 青森支部評議会）

【評議会の意見】

- 平均保険料率は中長期的観点から10%維持でやむを得ない。引き続き、保険料負担抑制のため医療費適正化の取り組み強化を継続してほしい。料率の変更時期も令和4年4月納付分からでよいと考える。

【評議員の個別意見】

（事業主代表）

- 準備金が積み上がっている一方で、協会の保険財政が赤字構造であることなど、協会が置かれた状況の理解を得るために事業主や加入者等の保険料を負担する者への周知をこれまで以上に力を入れていただきたい。

（被保険者代表）

- 保険料を負担する側としては、料率をなるべく上げてほしくないが、10年間以降のシミュレーションも今後考えていかななくてはならないのではないかと。

令和3年10月25日

令和4年度保険料率に関する評議会での意見（岩手支部）

（令和3年10月21日開催 岩手支部評議会）

【評議会の意見】

- できる限り平均保険料率を引き上げないために、平均保険料率10%維持はやむを得ないという意見が大半を占めたが、一方で準備金残高が5.1か月分も積みあがっていることや、コロナ禍で事業所の経営が苦しい状況を踏まえると、限定的に1～2年程度保険料率を引き下げるとい議論があつて然るべきであるという意見もあつた。

【評議員の個別意見】

（事業主代表）

- 準備金残高が5.1か月分まで積みあがっていること、コロナ禍で事業所の経営が苦しいことを考えると、1～2年程度限定で保険料率を引き下げる議論があつても良いと考えるが、中長期的な視点からすると平均保険料率10%維持はやむを得ない。

（被保険者代表）

- 提示いただいたシミュレーションからすると、現状の平均保険料率10%を可能な限り維持することが妥当である。
- 岩手支部の被保険者数が減少していること、平均報酬月額が横ばいであることを踏まえると、平均保険料率10%維持はやむを得ない。

令和4年度保険料率に関する評議会での意見（秋田支部）

（令和3年10月25日開催 秋田支部評議会）

【評議会の意見】

- コロナ禍で加入事業所の財政は厳しい状況であるが、将来的な保険財政を考慮し保険料率10%維持はやむを得ない。保険料率の変更時期についても現状の4月納付分からで問題なし。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- 将来的な指標・試算を見ても、10%は妥当。健康保険組合の立場としても、協会けんぽの保険料率は健康保険組合を存続させる指標の一つとなっているため10%でよい。保険料率の変更時期については、4月納付からでよい。9月納付にしてしまうと、報酬が上がった方については、定時決定で等級が上がり保険料が上がったうえにさらに保険料率も上がることになり、やる気を削ぐ形になってしまうのではないか。

（事業主代表）

- コロナ禍のため経営が厳しい中小企業が多い中で、保険料率は下げてほしいが、後期高齢者支援金の増加等の様々な要因から、10%は妥当と考える。保険料率の変更時期については、4月納付分からで問題ない。

（被保険者代表）

- 被保険者としては、保険料率は低い方がよいが、様々な指標を見ても保険料率は10%維持が妥当と考える。保険料率の変更時期についても、4月納付分からで特段問題はない。

令和 4 年度保険料率に関する評議会での意見（山形支部）

（令和 3 年 10 月 28 日開催 山形支部評議会）

【評議会の意見】

- 平均保険料率については 10%維持が妥当である。
- 保険料率変更の時期は、例年通り 4 月納付分(3 月分)からでよい。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- 準備金の在り方については、シミュレーションを見る限り、できる限り平均保険料率を上げず 10%に据え置くために使われることは明白であり、そのために準備金は積み上げられる時に積み上げておくことが適当ではないか。よって引き下げは行わず 10%維持が妥当である。
- 中長期的視点から検討するとはいえ、コロナの影響や経済状況等、その時々々の情勢に応じて、都度検討を要する事案であると考え。しかし少なくとも現時点におけるシミュレーションを考慮すれば、平均保険料は 10%維持が妥当であろう。
- 赤字の健康保険組合が協会けんぽに入ってくることを懸念材料とするならば、平均保険料率を引き下げることによって解散が加速化することも考えられるため、引き下げには慎重であるべきではないか。

（事業主代表）

- 今後の経済状況が不透明な中であって、シミュレーションをみても今後準備金の取り崩しが始まることが予測されている現況下では、平均保険料率は 10%に維持することが妥当であると考え。

（被保険者代表）

- 中長期的に考えれば平均保険料率は 10%でよいと考えているが、それは国庫補助率 16.4%が引き下げられないという前提での考えであり、仮に準備金が積みあがっているから国庫補助率を下げようという動きになるのであれば、平均保険料率を下げて我々に還元してほしいと思う。10%維持でよいが同時に国庫補助率が引き下げられないよう働きかけをお願いしたい。

令和 4 年度保険料率に関する評議会での意見（福島支部）

（令和 3 年 10 月 25 日開催 福島支部評議会）

【評議会の意見】

- 保険料率 10%維持は妥当、やむを得ない。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- コロナ禍ではあるものの、所得の伸びや全ての団塊の世代が後期高齢者になることを考えると、長期に渡り安定的に運営するためには保険料率 10%を維持するのは妥当ではないか。

（事業主代表）

- 準備金は右肩上がりであり積み上がっており、本来の準備金は 1 か月分であることや長期化したコロナの経営への影響を考えると、事業者としては準備金の還元を求めたいところであるが、一方でコロナの状況が見通せない中では、保険料率 10%を維持し様子見でいかざるを得ないのではないか。
- 保険料率 10%を維持した場合であっても準備金を取り崩さなければならない時が来るとのシミュレーションを見ると、このまま 10%維持も止むを得ないのではないと考える。

（被保険者代表）

- 協会けんぽの健全な運営は、加入者にとっても重要であることから、保険料率 10%維持が妥当と考える。

令和 4 年度保険料率に関する評議会での意見（茨城支部）

（令和 3 年 10 月 22 日開催茨城支部評議会）

【評議会の意見】

- 中長期的に平均保険料率は 10%を維持するべきである。
- 保険料率の変更時期は令和 4 年 4 月納付分(3 月分)からで問題なし。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- 中長期的な立場から 10%維持しながら、さらに準備金を確保することは理解できる。しかし、保険料率については保険者の考えだけでなく、事業主や被保険者の視点ももっと必要である。厳しい経済状況であれば、例えば準備金を活用した限定的な保険料の引き下げ等を検討する必要があるのではないかと。安定的な財政運営は大事だが、コロナ等の緊急事態時に何もしないのは準備金の意味がない。準備金の活用について慎重かつ丁寧な議論を重ね、さらに事業主、被保険者の意見も広く聞き、総合的に結論を出すべきである。また、結果が出たら、そこに至る議論の過程やその結論に達した理由を、事業主、被保険者にわかりやすく周知することも必要である。

（被保険者代表）

- 人口構成から被保険者数の減少による収入減、高齢化による後期高齢者支援金の増加からも財政は厳しくなることが予想される。赤字構造が続く中、中長期的な考えから、10%維持が望ましいが、後期高齢者支援金の在り方も含め、国庫補助金の増額も検討すべきではないかと。

令和 4 年度保険料率に関する評議会での意見（栃木支部）

（令和3年 10 月 26 日開催 栃木支部評議会）

【評議会の意見】

- 平均保険料率 10%維持、ならびに令和4年度保険料率の変更時期（令和4年4月納付分から変更）について異議なし。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- 平均保険料率 10%を維持するために、将来的には、抜本的な制度改革が必要であることから、今後は、盲目的に平均保険料率 10%維持に固執することなく、平均保険料率の引き上げや医療費の自己負担割合の引き上げなども想定し検討していく必要がある。
- 将来的に人口が減り続け、国民皆保険制度を今よりもっと少ない人で、維持していくことが必要であることから、平均保険料率 10%は今後も維持し、準備金を積み上げることが重要である。

（事業主代表）

- このまま準備金が積み上がり続けると、国庫補助率が引き下げられる懸念があるのではないか。

（被保険者代表）

- 協会けんぽの財政が赤字構造である中、この先も平均保険料率 10%を維持するために国庫補助率 20%への引き上げを働きかけてほしい。

令和 3 年 11 月 1 日

令和 4 年度保険料率に関する評議会での意見（群馬支部）

（令和 3 年 10 月 25 日開催 群馬支部評議会）

【評議会の意見】

- 平均保険料率について、10%維持を支持する意見が多数であったが、一部の評議員からは、平均保険料の引き下げについての意見が出された。
- 保険料率の変更時期について、令和 4 年 4 月納付分からよい。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- 新型コロナウイルス等、不確かな状況の中では、平均保険料率は中長期的な考え方にに基づき、10%を維持するのがよいのではないかと思う。保険料率の変更時期もこれまでどおり 4 月納付分からの変更でよいと考える。

（事業主代表）

- 現在の準備金の残高は多すぎるのではないかと感じる。ここまでの準備金があるのであれば、保険料率を引き下げのために、準備金を減らすという考え方があってもよいのではないか。

（被保険者代表）

- 平均保険料率について、この先準備金は減少していく見込みである。この状況で平均保険料率をむやみに動かすのではなく、10%を維持しつつ、経費削減等、将来にかかる支出を見直し、より緩やかな減少となるよう努力をしていただきたい。保険料率の変更時期については、時期を変更する理由も特段見当たらないため、現状のままでよいと思う。
- 来年、短時間労働者の適用拡大により被保険者数が増え、これにより保険料収入の増加、医療費支出の増加が見込まれる。この収入支出の動向を見極めてからの方が、現実に近い状況で判断ができると思うので、今の平均保険料率を維持していただければと思う。

令和 3 年 11 月 4 日

令和 4 年度保険料率に関する評議会での意見（埼玉支部）

（令和 3 年 10 月 29 日開催 埼玉支部評議会）

1. 平均保険料率について

【評議会の意見】

- 埼玉支部としては、平均保険料率 10.0%を維持すべきという意見である。^{※1}
※1) 上記意見については、令和 3 年度保険料率に関する支部意見^{※2}において、平均保険料率 10.0%を維持しつつ、準備金の活用も視野に入れ、将来に備えて加入者の健康づくり等をしっかり進めていくべきという意見を踏襲するものである。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- 65 歳以上になると急激に医療費がかかるようになるが、今の 65 歳以上は昔よりも活動的である。今後はそういった現状も見ていくべきではないか。
- 経済的な成長が落ち込みがちである現状を踏まえて、コンサバに見て平均保険料率 10.0%を維持すべきである。

※2) 令和 3 年度保険料率に関する埼玉支部の意見（参考）

- ・コロナ禍の中、経済の見通しが立たず近い将来には準備金を取り崩していくような状況があることを踏まえると、中長期的に安定的に保険財政を維持していくためには、平均保険料率は維持すべきである。
- ・生活習慣病予防健診の項目追加等により、加入者の健康増進を図ることによって医療費の適正化につながり、結果的に保険料率の軽減も期待できるのではないか。
- ・余剰の準備金について、保険料率の軽減や加入者への還元に充ててほしいところだがその他にもジェネリック医薬品使用促進や健康づくりに係る啓発活動に充てるなど、有効的な活用を図るべきではないか。

2. 保険料率の変更時期について

【評議会の意見】

- 事務処理手続き上、4 月納付分からが慣例となっていること、混乱、事務処理ミス防止の観点からも、これまで通り 4 月納付分からで異論ない。

令和3年10月29日

令和4年度保険料率に関する評議会での意見（千葉支部）

（令和3年10月27日開催 千葉支部評議会）

【評議会の意見】

- 中長期的に安定した財政運営を行うために令和4年度も平均保険料率10%を維持する。
- 保険料率の変更時期は令和4年4月納付分(3月分)からでよい。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- 準備金残高が潤沢である中、保険料の引下げのために取り崩しができないのであれば、加入者に還元できるようなことはできないか。例えば特定健診の補助率を上げることで受診率向上に繋げることもできるのではないか。

（事業主代表）

- 特になし。

（被保険者代表）

- 特になし。

令和 4 年度保険料率に関する評議会での意見（東京支部）

（令和 3 年 10 月 29 日開催 東京支部評議会）

【評議会の意見】

- 平均保険料率 10%を「維持すべき」という意見と「一時的であっても下げるべき」という両方の意見があったが、東京支部評議会としては平均保険料率 10%維持とする
- 改定時期については、4 月納付分から変更する。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- 給与の多い少ないにかかわらず同じ保険料率というのは可哀そうだと思う。マイナンバーの活用も含め、保険料率を何段階かに分けるのはどうか。

（事業主代表）

- 中小零細企業にとっては、保険料率を下げてもらう方がよい。
- 準備金残高が法定準備金 5 ヶ月相当分積み上がっていることについて、準備金の考え方を 1 度整理し明確にしておかないと、今後、準備金をどこまで積み上げるのかという議論が必ず出てくると思う。同様に、「中長期的な視点に立って」の中長期的とはいったいつまでなのかということも併せて示していかないと、中小零細企業の経営者・加入者等は納得しないと思う。
- 一時的に保険料率を下げたとしても、その後上げることを考慮した場合、平均保険料率は 10%を維持してほしい。
- 基本的には平均保険料率 10%を維持してほしい。変化があると事業主には辛い。

（被保険者代表）

- これから新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国からの貸付金等の返済が始まる。平均保険料率は引き下げてほしい。中小零細企業の方々のご意見を聞いたうえで、平均保険料率 10%をいつまで維持していくのかを少しずつ明確にした方が、わかりやすくかつ理解も得られやすいと思う。
- 顧問先の会社でも保険料負担が大きいという声があがっている。保険料の納付を猶予されている事業所も多い。一時的であったとしても、事業主のことを考えると、引き下げるのも 1 つの考え方だと思う。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大による非常事態であることを考慮すると、単年度限定であっても下げてほしい。

令和3年10月19日

令和4年度保険料率に関する評議会での意見（神奈川支部）

（令和3年10月14日開催 神奈川支部評議会）

【評議会の意見】

- 平均保険料率については、中小企業の現状にも配慮しつつ、中長期的に考えると、できる限り10%が維持されることが望ましい。
- 保険料率の変更時期については、「平均保険料率 10%維持」が前提であれば、4月納付分からでよい。

【評議員の個別意見】

（事業主代表）

- コロナ禍や最低賃金の引き上げなどにより中小企業の一部の業種は経営的に追い込まれている。経営サイドからは、保険料率は引き上げることなく、できる限り10%を維持してもらいたい。
- 保険料率の変更時期は、「平均保険料率 10%維持」が前提であれば例年どおり4月納付分(3月分)からでよいが、平均保険料率を引き上げるのであれば、変更時期は後ろ倒しにしてほしい。

令和 3 年 1 0 月 2 8 日

令和 4 年度保険料率に関する評議会での意見（新潟支部）

（令和 3 年 10 月 21 日開催 新潟支部評議会）

【評議会の意見】

- 令和 4 年度保険料率は、中長期的にみて現状維持が妥当である。

【評議員の個別意見】

【学識経験者】

（平均保険料率について）

- 医療現場の視点でみると、患者が減っているにも関わらず、医療給付費が増加しているのは、診療報酬改定と重症患者が増えたことが考えられる。今後も医療給付費の推移は読めないため、保険料率については現状維持が良いと考える。

【事業主代表】

（平均保険料率について）

- 例年と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響もあり今後の見通しが不透明なため、これまで通りの保険料率を維持することしかできないと考える。しかし、準備金が積み上がっている状況のため、保険料率を下げた方が良いという意見も理解できる。中長期的に見ていく必要があるのは分かるが、これまでの状況を踏まえて試算方法を考える必要があると考える。

【被保険者代表】

（平均保険料率について）

- 標準報酬月額は昨年度から減少傾向にあるため、中長期的に考えていくという点については妥当である。しかし、今後の財政見通しは少し厳しめに見ていく必要もあると考える。

※保険料率の変更時期については特に意見なし。

令和 3 年 10 月 27 日

令和 4 年度保険料率に関する評議会での意見（富山支部）

（令和 3 年 10 月 27 日開催 富山支部評議会）

【評議会の意見】

- 平均保険料率は、可能な限り 10%を維持すべき。
- 保険料率の変更時期については、例年通り 4 月納付分として差し支えない。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- 収支見通しにおいて、試算の度に赤字になるタイミングが後ろ倒しとなっており、このような状況が続くのであれば保険料率の引下げの議論もあり得るが、新型コロナウイルス感染症の影響などの不確定要素がある中では、引き続き注意深く見ていくことが重要。
- 2025 年や 2040 年には人口減少や高齢化が更に進むことが明らかであり、10%維持が妥当。

（事業主代表）

- 2025 年という大きな変化の年を控え、新型コロナウイルス感染症や政府による社会保険制度全体の見直しなど、数年後の状況も見通せない状況においては、現状維持が望ましい。

（被保険者代表）

- 長期的に見れば平均保険料率が 10%を超える見通しが示されており、令和 4 年度保険料率も 10%維持で落ち着くのではないかと。

令和 3 年 11 月 2 日

令和 4 年度保険料率に関する評議会での意見（石川支部）

（令和 3 年 10 月 20 日開催 石川支部評議会）

【評議会の意見】

- 保険料率については 10%を維持と下げるべきとの両方の意見があった。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- 加入者減や賃金停滞の前提がそもそも正しいか疑問がある。
- コロナによる政府の経済対策の効果をあげるためにも、一度保険料率を下げて消費を促すべき。
- インセンティブ等で頑張っている人に保険料率を下げる必要があると思う。

（事業主代表）

- 将来的には準備金のマイナスは間違いないが、今の状況ではいったん下げるべき。
- 本来は下げるべきかもしれないが、なるべく維持したほうがよい。

（被保険者代表）

- コロナ禍で見通しが立たないので、何年か維持してみて、その時にもう一度見直しをしたらどうか。
- 下げるべき。コロナ禍での受診控えの結果、医療費が少なくなっているにもかかわらず保険料率がずっと一緒というのは、努力しても変わらないと思われかねない。

令和4年度保険料率に関する評議会での意見（山梨支部）

（令和3年10月28日開催 山梨支部評議会）

【評議会の意見】

- 中長期的な視点を踏まえ、平均保険料率10%を維持することに異論なし。
変更時期については、4月納付分(3月分)からで異論なし。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- 準備金に余裕があるからといって、料率を下げるのはあり得ない。守るべき最低ラインを10%とすべき。少子高齢化は間違いなく、経済情勢が不透明な中で、よほどの要因がないと10%から下げるのは無理ではないか。

（事業主代表）

- 被保険者数の伸びが鈍化している状況で、医療費が増加していることや、今後のシミュレーションを参考にすると、平均保険料率を下げるのは困難と考える。10%を維持せざるを得ないという印象を持っている。

（被保険者代表）

- 料率は下げて欲しいが、シミュレーションを考慮すると10%維持に賛成する。

令和 3 年 10 月 28 日

令和 4 年度保険料率に関する評議会での意見（長野支部）

（令和 3 年 10 月 21 日開催 長野支部評議会）

【評議会の意見】

- 保険料率は中長期的視点で捉え、極力長く 10%を維持したいという観点から、令和 4 年度の平均保険料率を 10%に据え置くことに賛成する。
- 保険料率の変更時期は、令和 4 年 4 月納付分からでよい。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- 準備金が積み上がっていることから、加入者および加入事業所には、10%を維持することにつき、より丁寧に説明するよう求めたい。
- 支援金を送る後期高齢者医療制度に対する医療費適正化の働きかけにも注力されたい。

令和3年10月21日

令和4年度保険料率に関する評議会での意見（岐阜支部）

（令和3年10月20日開催 岐阜支部評議会）

【評議会の意見】

- 中長期的視点で平均保険料率を10%で維持すること、変更時期については令和4年4月納付分(3月分)からとすることについて、異議なし。

令和 3 年 10 月 29 日

令和 4 年度保険料率に関する評議会での意見（静岡支部）

（令和 3 年 10 月 25 日開催 静岡支部評議会）

【評議会の意見】

- これまでも保険料率の議論については、中長期的な視点で考えるという立ち位置で理解しており、今後、後期高齢者医療の支援金の増加、受診動向が回復傾向であること、標準報酬月額がマイナス基調であること等を踏まえると、平均保険料率 10% 保持が妥当であると考えます。また、変更時期についても、例年通り 4 月納付分(3 月分)とすることが事業所の混乱を回避するうえでも望ましい。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- これまでの議論のとおり、令和 4 年度保険料率については中長期的な視点から平均保険料率 10% を保持すべきと考えます。
- 変更時期についても、例年どおり 4 月納付分(3 月分)からの変更が事業所の取り扱いとしても妥当と考えます。

（事業主代表）

- 特になし

（被保険者代表）

- 特になし

令和 4 年度保険料率に関する評議会での意見（愛知支部）

（令和 3 年 10 月 26 日開催 愛知支部評議会）

【評議会の意見】

- 保険料率 10%維持が妥当

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- 保険料率 10%維持は賛成であるが、2025 年の崖が見えている状況を踏まえると、協会の財政危機について注意喚起すべき
- 保険料率 10%維持に賛成であるが、現状維持で良しとするのではなく、財政が危機的状況であることを周知し、注意喚起に注力していくことが必要
- 新型コロナウイルス感染症の影響による経営状況が悪化した企業が多い中では、保険料率は上げづらいが、いずれは上げざるを得ないのではないか

（事業主代表）

- 将来の不安要素を考えると、現状の 10%程度でよい
- 賃金上昇率がなかなか見込めない状況からすると、保険料率 10%を維持していくべきであるが、今後もシビアに見ていくことが必要である

（被保険者代表）

- 新型コロナウイルス感染症の影響、高齢者数の増加を考えると、保険料率の多少の上げは致し方ない
- 単年度の決算では、収入より支出の方が少ないので保険料率を下げてはどうかとの意見もあるかと思うが、高額な医薬品や経済状況の悪化、健康保険組合の解散の受け皿になることを考えると、保険料率 10%維持が妥当

令和 4 年度保険料率に関する評議会での意見（三重支部）

（令和 3 年 10 月 28 日開催 三重支部評議会）

1. 平均保険料率について

【評議会の意見】

- ・ 令和 4 年度保険料率について、三重支部評議会の意見としては、保険料率を引き下げるべきとの意見は無く、平均保険料率 10%を維持すべきという意見であった。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- 先行きが見通せず、不安材料が多くある中で、生活基盤である健康保険は長期的に安定した持続可能性のある制度であるべき。5 年収支見通しに基づくシミュレーションによると、法定準備金残高は 2～3 年後にピークを迎え、その後、いずれのシミュレーションにおいても漸減していくことを勘案すると、安心・安定感を得られる制度とする観点から、平均保険料率 10%を維持すべき。
- 近年の実感として、給与が上がったという感覚があまりなく、赤字により解散した健康保険組合が協会けんぽに移行してくるなど、様々な不安材料があることを懸念している。

（事業主代表）

意見なし。

（被保険者代表）

意見なし。

2. 保険料率の変更時期について

【評議会の意見】

- ・ 令和 4 年度保険料率の変更時期について、意見はなかった。

令和 3 年 11 月 2 日

令和 4 年度保険料率に関する評議会での意見（滋賀支部）

（令和 3 年 10 月 22 日開催 滋賀支部評議会）

【評議会の意見】

- 保険料は引き下げるべきである。
- 変更のタイミングは例年通りでよい。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- 見通しは厳しいと言いながら準備金が 5 か月分あるというのは、説明と実質の乖離である。1 か月分が必要で現状 5 か月分あるというなら、取り崩せというのが民間の感覚。

（事業主代表）

- コロナで厳しい中、更なる適用拡大も予定されている。事業主負担が増大するのは間違いない。準備金は積み上がっており、協会から社会へのメッセージとして料率を下げるということはできないのかと思う。
- 法定準備金の妥当性はどこに根拠があるのか。3 か月分必要というような議論があってもよい。

令和3年11月2日

令和4年度保険料率に関する評議会での意見（京都支部）

（令和3年10月28日開催 京都支部評議会）

【評議会の意見】

- 平均保険料率 10.0%維持でやむを得ない。また、変更時期についても4月納付分からで問題なし。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- 特になし。

（事業主代表）

- 零細企業はコロナの影響が大変ある。零細企業にとっては保険料の上昇は大変困る。なかなか賃金が上がらないので、なんとか10%を維持できるよう努力していただきたい。

（被保険者代表）

- コロナ禍で準備金が積み上がった中で議論はあると思うが、長期的なシミュレーションで見れば楽観視できないので10%維持は致し方ないとする。懸念するのは、一旦10%から下げると上げやすくなると感じるので、そういった意味でも10%を維持していただきたい
- 新型コロナウイルスの影響により、マイナスに落ち込むのが当初の予定より先に延びていると考えられる。収支をプラスに持っていく方策の計画期間が延びたことを有効に活用していただきたい。
- 賃金が上がらない中で、保険料が上がることがないように、今後平均保険料率が10%を超えることのないようにしていただきたい。

令和 3 年 11 月 2 日

令和 4 年度保険料率に関する評議会での意見（大阪支部）

（令和 3 年 10 月 25 日開催 大阪支部評議会）

【評議会の意見】

- 令和 4 年度保険料率について、変更時期に関しては従来通り、保険料率に関しては中長期的な運営を見据え、10%を維持する。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- 法定準備金は 6 か月分ほど積みあがるという試算が出ているため、社会情勢を鑑み、納付猶予制度だけでなく、可能な時に短期的にでも保険料率引き下げを検討してもよいのではないか。

（事業主代表）

- 以前から、保険料率が下がるほうがいいという意見があることは承知しているが、現状を考えると保険料率を引き下げることが難しいと考える。10%の平均保険料率を維持しつつ、保険料の適正な給付・運営を行っていただきたい。
- 10%を維持していても、3 年後に赤字となるのであれば、5,6 か月分の準備金はすぐになくなると思う。10%を維持し、これ以上の引き上げはないようにしてもらいたい。

（被保険者代表）

- 試算を見る限り、10%を維持すべきと考える。

令和 3 年 11 月 2 日

令和 4 年度保険料率に関する評議会での意見（兵庫支部）

（令和 3 年 10 月 27 日開催 兵庫支部評議会）

【評議会の意見】

- 平均保険料率 10%維持もやむを得ないという意見もあったが、一部の評議員からは引き下げるべきという意見も出された。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- 準備金についてはある程度余裕を持たせるのが健全だと考える。一方で、いつまでも積みあげていくのではなく、準備金がこの水準になったら何%引き下げるといったような、ルールを定めておくことも必要な時期ではないか。

（事業主代表）

- 10%維持でもよいが、料率を維持している間に、高齢者への拠出金制度等の抜本的な見直しについて働きかけをお願いしたい。

（被保険者代表）

- 事業主や被保険者はこの状況下で痛手を被っており、その中で準備金が 4 兆円も積みあがっている。長期的には言わないが、向こう 1～2 年だけでも保険料率については引き下げの方向で検討していただきたい。

令和 3 年 10 月 29 日

令和 4 年度保険料率に関する評議会での意見（奈良支部）

（令和 3 年 10 月 27 日開催 奈良支部評議会）

【評議会の意見】

- 現在の保険料率 10%をできる限り維持すべき。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- コロナ収束後にどの程度戻るのかも分からないので、少なくともコロナが収束するまでは 10%を維持し、その後社会変化や経済動向の状況も踏まえて改めて議論するのがよいのではないか。

（事業主代表）

- 5か月分もの準備金残高がある状態でも保険料率引き下げとならないことについて、事務局説明を聞いて理解はできたが、一般の方向けにどのように説明して納得していただくのが課題ではないか。
- 今後、経済が良くなっていけばよいが、これまでの 10 年を見ても大きく賃金が上昇していないことから、10%維持が妥当ではないか。

（被保険者代表）

- 準備金が積みあがっているため引き下げるべきという議論もあるとは思いますが、景気の先行き不透明さからも、将来を見据えて 10%維持が賢明。
- 上げ下げすると混乱もあるので、当面の間は 10%維持でよいのではないか。

令和3年10月28日

令和4年度保険料率に関する評議会での意見（和歌山支部）

（令和3年10月19日開催 和歌山支部評議会）

【評議会の意見】

- 10%維持という意見が多数であったが一部の評議員からは10%からの引き下げの意見も出された
- 変更時期については令和4年4月納付分からで意見一致

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- コロナ禍で先行きが不透明な状況下においては10%が妥当なラインと考える。また、保険料率を下げると解散健保組合の流入が増える可能性があり、財政状況の先行きが読めなくなることからも10%維持がよいのではないかと。

（事業主代表）

- 保険料率を10%から引き下げ、後期高齢者支援金等の問題が生じたら単年度ごとに判断すべき。

（被保険者代表）

- 財政見通しからすると、平均保険料率を今10%以下に引き下げたとしても、その後に10%以上へ引き上げる時期が早まる見込みなのであれば、現状の10%維持はやむを得ない。

令和 4 年度保険料率に関する評議会での意見（鳥取支部）

（令和 3 年 10 月 27 日開催 鳥取支部評議会）

【評議会の意見】

- 一部の評議員からは引き下げの意見もあるが、平均保険料率は 10% でやむを得ない意見が多い。
なお、将来的にも 10% が負担の限界である。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- 一度下げた保険料を再度上げるのは避けたほうがよい。また、将来世代の立場も考慮し、10% 維持が妥当と考える。

（事業主代表）

- 引き下げて欲しい気持ちはあるが、10% 維持、もしくは 10% 以下を続けていくことが必要。
- 保険財政は赤字構造であることを考えると、現状の 10% 維持がベストではないかと感じている。

（被保険者代表）

- 保険料率は 10% が限界である。
- 企業の経営は非常に厳しく、困難な状況を乗り越えるために、保険料率を下げただけだとありがたい。
- 保険料率は上げるのも下げるのも難しい状況にあると感じている。

令和4年度保険料率に関する評議会での意見（島根支部）

（令和3年10月29日開催 島根支部評議会）

【評議会の意見】

- 「新型コロナウイルス感染症の影響により、加入者の経済的負担が大きい中、現在の保険料率から引き上げないために、平均保険料率を引き下げてほしい」という意見が多く出された。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- 協会けんぽの保険料率が下がると、健康保険組合の解散が増えるという外部要因もあり、非常に難しい問題と考える。

（事業主代表）

- 大企業は政府から内部留保を賃金に還元せよと言われている中で、公法人である協会けんぽが準備金を積み立てることに違和感がある。一旦還元すべきではないか。
- 準備金の適切な水準の設定は、コロナ禍で下がった賃金がコロナ前の水準にまで戻るのか、増えつつある求人が求職にどこまでつながるか等も踏まえた複合的な判断が必要になる。

（被保険者代表）

- 民間企業に例えるなら、内部留保が5～10年で枯渇し倒産するという試算では、制度の崩壊を示しているだけで、保険料率の議論さえも意味がないと感じる。

令和 4 年度保険料率に関する評議会での意見（岡山支部）

（令和 3 年 10 月 22 日開催 岡山支部評議会）

【評議会の意見】

- 保険料率 10%維持は致しかたない
- 料率変更時期については従来通り 3 月分から変更

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- 試算において、ケース I ・パターン B（賃金上昇率 0.4%）における 2022 年度以降の平均保険料率を 10%に維持した場合、2031 年でも 3 か月分弱の準備金残高がある。現段階で 10%維持をしなければいけないと考える根拠は何か。

（事業主代表）

- 保険料率 10%の維持でよいかと問われればいいわけがない。
- マイナンバーカード等をしっかり活用し支出を減らすべき。

（被保険者代表）

- システム化・効率化を行うなど、無駄な支出を如何に削減するのか検討・実施をすべき。

令和3年 11月 1日

令和4年度保険料率に関する評議会での意見（広島支部）

（令和3年10月28日開催 広島支部評議会）

【評議会の意見】

- 平均保険料率については10%維持が妥当。
- 保険料率変更の時期については、4月納付分(3月分)からでよい。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- 健康保険組合の赤字が拡大している中、平均保険料率を下げると健康保険組合の解散が増えていく可能性もある。今後の環境の変化も踏まえながら10%維持の方向で中長期的に考えていかざるを得ないのではないか。

（被保険者代表）

- 今後、高齢者の医療費が増大していくことを考えれば、保険料率を下げるのは難しい。また、給与水準が劇的に改善されることも想定できず、現在の平均保険料率をできる限り長く維持できるよう取り組むべきである。
併せて、国庫補助率20%への引上げの実現に向けて引き続き努力してほしい。
- 準備金は結果的に積み上がってきている状況であるため、過去からの5年収支見通しのシミュレーションについては、保険料率を引き下げないように誘導していると思ってしまう。しかし、昨今の社会情勢をみれば、できるだけ長く10%維持で止むを得ないと考える。

令和 4 年度保険料率に関する評議会での意見（山口支部）

（令和 3 年 10 月 27 日開催 山口支部評議会）

【評議会の意見】

- 一部の評議員からは保険料率を引き下げしてほしいという意見も出されたが、10%維持でやむなしとの意見が多数だった。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- 国民皆保険を維持する事が社会の基盤になっている事を考えると、今は保険料率を変更すべきタイミングではない。10%維持が妥当ではないかと思う。
- コロナで社会状況・経済状況が不安定の中、日本は確実に高齢化社会を迎える。今後 10 年 20 年で人口構造を変える事は難しいので、保険料率を下げる事が本当にいい事なのか。準備金を次なる健康増進・健康維持の為に投入する事で、高齢者であっても健康で暮らせる社会になれば、保険を使う機会が少なくなる。先々の投資として 10%で踏ん張るか、あるいは疲弊して大変だから保険料率を 1 回下げるか、どちらの方向で考えるかだと思う。

（事業主代表）

- 一旦引き下げた場合、再度引き上げるのが難しいという意見もあるがコロナ禍の中、事業主の負担も勘案して時限的にも引き下げしてほしい。
- 準備金残高、コロナ禍の状況でもあるので、引き下げて頂きたい希望はある。ただ今後の試算を見ると下げるのは難しいと思う。コロナが治まった時に経済がどうなるのかを見定めた上で維持するか、引き下げるかの議論をすればいいのではないか。

（被保険者代表）

- 準備金の使い方の議論があってもいいのではないか。
- 被保険者目線から言うと 10%だろうと 9.5%だろうとピンとくる人は

少ないと思う。会社の経費として見たら大きな金額なので関心を持っている事業主は多いと思うが、被保険者はあまり関心がないと思われる。保険料率を下げることにより高齢者にきびしい社会になるならば、働く世代も協力して高齢者に対して、温かい社会であってほしいと思うので、10%維持が妥当だと思う。

令和4年度保険料率に関する評議会での意見（徳島支部）

（令和3年10月19日開催 徳島支部評議会）

【評議会の意見】

- 平均保険料率10%維持はやむを得ないという意見が多数だったが、支部保険料率の引き上げは厳しい、との意見があった。
- 保険料率変更の時期は、4月納付分(3月分)からでよい。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- 平均保険料率10%維持は仕方がないと思う。だが、目指すべき姿として「継続性」と「公平性」が求められる。今後、高齢化がより進んでいく中で、数年後には現役世代の減少が想定される。現役世代が現在負担している10%が、10年後に15%にならないよう、今のうちに10%を超えることを前提にこれからを検討してはどうか。
- 見通しを聞く限り、支部保険料率の引き上げも仕方がないと思う。ただ、コロナの影響も厳しく、中長期の見通しの中で今が引き上げるタイミングかと疑問が残る。

（事業主代表）

- 見通しでは、先行き厳しい状況にあると理解できる。日銀短観などで楽観的な見通しもあるが、それは一部の大企業の状況と思う。中小は厳しく、伸びる見込みは低いことを理解していただきたい。こうした中、どう事業運営していくのか、事業主サイドとしては、支部保険料率の引き上げは厳しいと考える。こうした時こそ、準備金の活用ができないか考えていただきたい。全体として社会保険料など負担増にならないよう、インセンティブも併せて検討していただきたい。
- 今が支部保険料率を上げる時期なのか？事業主として負担増が厳しい。コロナに関する融資制度もこれからなくなると考えると引き上げは厳しいと考える。

（被保険者代表）

- 見通しでは保険料率10%は維持せざるを得ないかと思うが、医療費が下がっているにも関わらず保険料が上がっているのは被保険者としては納得できかねる部分もある。また、加入者への説明が難しいと考える。例えば、自動車保険の無事故割引のように、医療費を使わなければ保険料が還元されるような取り組みを検討してほしい。

令和3年11月1日

令和4年度保険料率に関する評議会での意見（香川支部）

（令和3年10月29日開催 香川支部評議会）

【評議会の意見】

- 平均保険料率10%で問題ないとする。

【評議員の個別意見】

- 特になし

令和4年度保険料率に関する評議会での意見（愛媛支部）

（令和3年10月28日開催 愛媛支部評議会）

【評議会の意見】

- 平均保険料率については10%を維持することとし、料率の変更時期は4月納付分からが妥当であるとする。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- 資料では10%を維持した場合でも数年後には準備金を取り崩すことが示唆されている。これは料率を引き上げる要因になると思うが、現状では上げることも下げることも現実的ではない。保険料率については現状維持するしかない。しかしながら、長期で見ると、10年後のシミュレーションの予測が正しいければ、いずれは引き上げを考えていかざるを得ない状況になると思われる。今のうちに影響を最小限にできるような対策を考える必要がある。

（被保険者代表）

- 準備金の状況から保険料率は据え置きか下げるのかになると思うが、今後、医療費は増えていく可能性があり、収入は増える兆しが見えない現状を考えると、将来的に保険料率が上がっていくことはやむを得ない。今は料率を維持していくことが大事であり、保険料率は10%に据え置き、変更時期は例年通りでよいと思う。
- 法定準備金の法定額が1か月分というのは妥当なのか本部で検証していただきたい。1か月分だけでは安定の保障はできない恐れがある。法定準備金の決め方について根拠をもってやっていただきたい。

令和 3 年 11 月 1 日

令和 4 年度保険料率に関する評議会での意見（高知支部）

（令和 3 年 10 月 29 日開催 高知支部評議会）

【評議会の意見】

- 令和 4 年度保険料率について 10%維持という意見に異論はなかった。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- 10%を維持しても 2025 年には赤字に転じる。資料を見ると、今後に備え引き上げを、という気持ちもあるが、コロナもあり今の情勢では維持とするのが妥当。

（事業主代表）

- 10%維持が悪いとも思わない。
- 事業主にも従業員にもとっても負担なのは間違いない。料率が変わった場合の負担が伝わるような広報をきちんと行えば理解が得られると思う。

令和 4 年度保険料率に関する評議会での意見（福岡支部）

（令和 3 年 10 月 27 日開催 福岡支部評議会）

【評議会の意見】

- 協会けんぽの今後の財政状況を鑑みれば、令和 4 年度の平均保険料率 10.0%維持についてはやむを得ない。一方で準備金が積み上がりすぎているとの意見もあり、一部の評議員からは、国民皆保険を維持するという観点から、準備金を減らしてでも保険料率を引き下げるべきとの意見も出されている。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- 協会けんぽとしては、保険料率 10%を一つの目安とし、これを超えないようにするために、加入者の健康づくりや医療費適正化の取り組みを推進していくことが重要である。

（事業主代表）

- 5 年収支見通しについて、中小企業にとっても先が見えない中で、法定準備金 1 か月分を基準として、4 年先、5 年先のことを考えるのは難しい問題ではないかと考える。

（被保険者代表）

- 国庫補助ありきの現状と、医療費等の増大、生産年齢人口の減少等の見込みを示されるが、今後、本当に国民皆保険制度は維持できるのか。
- 準備金 5 か月分の活用については、赤字補填の際のみではなく、医療費適正化の取組等、柔軟に活用できるように法整備、明文化すべきである。

令和 4 年度保険料率に関する評議会での意見（佐賀支部）

（令和 3 年 10 月 27 日開催 佐賀支部評議会）

【評議会の意見】

- 別紙『令和 4 年度保険料率の変更に関する意見（佐賀支部評議会）』参照
- 保険料率の変更時期は 4 月納付分から良い。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- 5 年間の収支見通しについて、過去の試算と現在の実績があまりにも乖離しており、シミュレーションが妥当であったのかどうかの検証も必要なのではないか。

（事業主代表）

- 単年度収支均衡と 5 年間の収支見通しに基づいた議論をすべきである。
- これまで同じような考え方で、同じような議論をするばかりで、意見に対して何も反応がない。
- 10 年間の準備金残高と法定準備金に対する残高の状況（ごく粗い試算）が提示されることに違和感を持つ。平均保険料率を下げない為の資料としか受け取れない。
- 中小企業は厳しい状況にある中で、準備金が積み上がっている現状を鑑み、平均保険料率については一度引き下げるべきである。
- 準備金残高がどこまで積み上がったなら保険料率の引き下げに活用するのか基準を示すべきではないか。
- 全国一律の保険料率に戻すことについても議論すべきである。

（被保険者代表）

- 主な意見なし

令和3年11月1日

全国健康保険協会
理事長 安藤 伸樹 様

全国健康保険協会運営委員会
委員長 田中 滋 様

全国健康保険協会佐賀支部評議会
議長 平部 康子
評議員 江島 秋人
評議員 蕪竹 真吾
評議員 高祖 和彦
評議員 田中 美千代
評議員 中島 啓子
評議員 八谷 浩司
評議員 宮原 和弘
評議員 吉村 正
(評議員五十音順)

令和4年度保険料率に係る佐賀支部評議会意見の提出について

このたび令和3年10月27日の佐賀支部評議会において、協会けんぽの収支見通しの説明を受け、令和4年度の保険料率についての議論を行い、評議会意見を集約いたしました。

つきましては、今後の平均保険料率に関する議論の参考としていただきたく、令和4年度の保険料率の変更に係る佐賀支部評議会意見を提出いたします。

令和4年度保険料率の変更に関する意見

全国健康保険協会の2020（令和2）年度決算では、保険料収入10兆7,650億円に対し、支出10兆1,467億円であり、収支差が6,183億円（前年度より784億円増加）となった。このため、決算後の準備金に関しては、4兆円を超え4兆103億円となり、給付費等でみると昨年の4.3か月分から5か月分となっており、法定準備金が給付費の1か月となっていることからすると極めて憂慮すべき事態である。

確かに、昨年度決算は、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料収入の減少額よりも、加入者の受診動向等の変化の影響によって、協会発足以来、初めて医療給付費が前年度より減少したことによる支出の減少額が上回ったという、特別な状況によるものと理解するところではある。

しかしながら、今回示された令和2年度決算を足元とした収支見通し（2021（令和3）年9月試算）によると、収入面についてより厳しめの前提をおいたケースにおいて、単年度収支が2025年度から赤字に転換する見通しであるものの、2026年度準備金残高は給付費の1か月を優に超える5.1か月分を確保できる見通しと示されている。

新型コロナウイルスの感染が流行して1年半以上経過しているが、コロナ禍による経済状況悪化により中小企業の経営は逼迫しており、とりわけ地方企業の落ち込みは中央以上に大きなものとなっている現下の情勢において、佐賀支部の事業主・加入者に対してこれまで以上に保険料負担を求めることは容認できるものではない。

また、協会けんぽの保険料率の決定に際しては、「単年度収支均衡」、「収支見通し5年」を採用し、臨機応変な財政運営を原則としている観点からしても、今回示された方針には到底納得できるものではない。

このような状況に鑑み、県民の保健・医療に責任を持つ当佐賀支部評議会は、令和4年度に係る保険料率のあり方について次の通り意見を提出するものである。

記

- 都道府県単位保険料率の目的は、保険者機能を発揮し医療費の地域間格差を是正することにあつた。しかし、協会発足後そのような動きは見られず、当初の前提は既に崩れている。これ以上の格差が広がるようであれば全国一律の保険料率に戻すことも含めた検討に着手すべきである。
- 全国健康保険協会の保険料率財政均衡期間については、健康保険法第160条並びに附則第5条の8を遵守し、収支見通し期間を5年とした単年度収支とすべきであり、独自の分析、結果に基づいた見通しについて、社会情勢等の変化を踏まえた保険料率を決定するシステムを構築すべきである。

- これまでの保険料率に関するシミュレーション結果を見ると、試算が現実離れしていたと言わざるを得ず、このことは毎年本部において作成されている収支見通しと決算額において大きな乖離が見られるところである。また、今後 10 年間の準備金のごく粗い試算についても大きくずれ込む内容となっている。その乖離結果が、準備金が年々増加している主な要因と考えざるを得ない。ついでに、法定準備金が 1 か月分とされていることに鑑み、準備金を積み上げている現在の状況は到底納得できるものではなく、法定準備金を維持できる程度の平均保険料率の設定に止めるべきである。
- 令和 4 年度の保険料率に関しては、被保険者及び事業主の負担を軽減するために、準備金を活用して平均保険料率を引き下げるべきであり、原則に基づき単年度収支差に連動して保険料率が設定される仕組みとすべきである。
- インセンティブ制度の項目にかかる評価を確実に行うとともに、法定準備金を活用して都道府県単位保険料率の格差解消に資する制度を構築すべきである。
- 支部評議会が都道府県ごとの実情に応じた業務の適正な運営に資するために設けられた（健康保険法第 7 条の 21 第 1 項）趣旨に鑑み、都道府県別保険料率設定にあたっては、支部評議会の意見が着実に反映される仕組みを構築すべきである。

以 上

令和 4 年度保険料率に関する評議会での意見（長崎支部）

（令和 3 年 10 月 20 日開催 長崎支部評議会）

【評議会の意見】

- 平均保険料率については 10%維持

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- 学識経験者という立場ではあるが、事業者の立場から話をすると 0.1%でも下がるとありがたい。ただし高齢化の問題等、医療費が上がってくることはわかっているため、10%を維持してほしい。また今後の状況を想定すると、10%以上となっても仕方ないと思う。
- コロナ禍で中小企業が軒並み影響を受けている中、準備金残高が 4 兆円を超えてきているので、来年度に限っては引き下げの選択肢もあると思う。一方で、中長期的に考えたいという協会の方針があり、収支見直しを見ると協会の財政も厳しくなるのがわかる。大事なことはできるだけ長く、保険料率 10%を維持していくこと。苦渋の決断ではあるが、来年度も 10%維持がよいと考える。

（事業主代表）

- 10%をできるだけ長く維持した方がよい。保険料率が下がるに越したことはないが、下がった後に上がるなど、変動することもマイナス要因になる。安定した状態が前提だと色々な計画が立てやすくなるので、その意味でも 10%維持がよい。
- 事業主側からすると、保険料率が下がるのはありがたいが、10%で今まかなえているので、現状維持でよい。また、今後保険料率が上がるとしても、数年後急激にあがるより、10%を維持しつつ緩やかにあがる方がよい。

（被保険者代表）

- 被保険者としては、保険料率が少しでも下がってくれたらと思うが、今後のシミュレーションを見ると中長期的に 10%を維持するのが大事だとわかる。ただ、中長期的にみるということを被保険者に説明することは必要である。
- 被保険者代表として、労働者の立場で言えば、保険料率を下げていただきたいという気持ちがある。しかし、協会けんぽの現状を守っていくことを考えると 10%維持を支持する。

令和4年度保険料率に関する評議会での意見（熊本支部）

（令和3年10月15日開催 熊本支部評議会）

【評議会の意見】

- 平均保険料率10%維持の意見が多かったが、一部評議員からは、「引き下げるべき」の意見があった。また、「世代間の公平性を保つためにも引き上げについても議論すべき」との意見もあった。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- 廃業する事業所が増えることも協会の財政上の大きなリスクとなる。当面は10%を維持すべき。

（事業主代表）

- 新型コロナの影響により業態によっては大きなダメージを受けている。数年後も事業が継続できているかどうか不透明な今の状況において、下げられる時は下げるべき。
- 平均保険料率10%を維持しつつ、健康づくりをより一層推進していくべき。また、国庫補助率の引き上げについて国への要望を行っていただきたい。
- 中長期的な視点から10%維持を支持する。賃金アップに向けた施策も重要と思われる。

（被保険者代表）

- 今後の見通しで収支マイナスになることが分かっているのであれば次の世代にツケを回さないためにも、準備金が減少していく前に保険料率引き上げについても議論を開始すべき。

令和4年度保険料率に関する評議会での意見（大支部）

（令和3年10月21日開催 大支部評議会）

【評議会の意見】

- 平均保険料率については、概ね 10%維持を支持する考えであったが、以下の個別意見もあった。
- 保険料率変更の時期は、令和4年4月納付分(3月分)からでよい。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- 協会が考える中長期的な視点に立ち保険料率のことを考えるというのであれば、5年間平均保険料率を 10%維持できる見通しであるというような明確な方針の発信をお願いしたい。
- 平均保険料率は 10%維持してもらいたい。ただし、都道府県料率の差が大きくなっている現状を考えると、平均保険料率設定の段階で、都道府県料率の上限と下限を設定する議論が必要なのではないか。

（事業主代表）

- 中長期で考えていけば平均保険料率は 10%維持してもらいたい。併せて、単年度収支が赤字に転落する時点からは、国庫補助率について、現行の 16.4%から 20%へ引き上げていただく対応をお願いしたい。
- 平均保険料率を 10%維持するのであれば、料率全体を下限 9.5%から上限 10.5%となるように調整し、保険料の地域差が広がらないようにお願いしたい。

（被保険者代表）

- 健康保険制度を維持していくという考えの中では、中長期的なシミュレーションより数年後には赤字になり準備金を取り崩すことになるので、平均保険料率 10%維持は必要ではないか。

令和 4 年度保険料率に関する評議会での意見（宮崎支部）

（令和 3 年 10 月 26 日開催 宮崎支部評議会）

【評議会の意見】

- 令和 4 年度だけでも単年度で引き下げる方向で検討してほしいという意見と、平均保険料率 10% を維持するのがよいのではないかという両方の意見があった。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- 中長期的な視点で 10% 維持は理解できる。

（事業主代表）

- 令和 4 年度だけでも単年度で引き下げる方向で検討してほしい。
- 中小企業の体力を支えるためにも 10% 維持がよいのではないか。

（被保険者代表）

- 中小企業が多い保険者として、当事者だけが負担するのは限界がある。単に従業員と経営者だけの問題ではなく、国の制度としてどう考えていくのか、中小企業への政策として考えていかなければならない。

令和3年10月28日

令和4年度保険料率に関する評議会での意見（鹿児島支部）

（令和3年10月22日開催 鹿児島支部評議会）

【評議会の意見】

- 鹿児島支部の保険料率は据え置き、平均保険料率を下げ、国庫補助を上げることを要望する。

【評議員の個別意見】

※平均保険料率が据え置きであったとしても、鹿児島支部の保険料率はかなり上がる前提で議論を行ったうえでの意見

（学識経験者）

- 準備金を取り崩すというもひとつの案であると思うが、コロナ禍は緊急事態であるので前回提案したように国庫補助を増やしてほしい。究極の解決方法としては国庫補助を16.4%から20%に増やすしかないのではないかと。政治的な争点化にしていくぐらいの気持ちで強く訴える必要がある。
- コロナ禍を災害と捉えて、先が見えないため保険料率が上がらないように中長期的にみていく必要がある。
- コロナ治療の負担は公費負担3割、協会けんぽ負担7割であると思うが、5月以降の感染拡大で増加した医療費が試算されていない状況であると考え、保険料がどれほど上がるか先の数字が見えないところがある。
- 企業はとてつもない状況であり、標準報酬月額も上がっていない。そのような中では保険料率は据え置いて先をもう少し見ていただくべきであり、保険料率が上がらないように国の政策として対策をしていく必要もある。

（事業主代表）

- 令和2年度より令和3年度のほうが中小零細企業の新型コロナウイルス流行による影響はより大きく、保険料を負担している立場としては他の費用等々も大きくなる中での保険料率引き上げは厳しい状況である。

（被保険者代表）

- 準備金の残高が積みあがってきている中で、保険料率の引き上げにおいて準備金をどう考えていくのかという議論も必要でないか。
- 鹿児島支部の保険料率が上がる場合、準備金を取り崩して保険料率を据え置きの方で考えていただきたい。

令和 3 年 10 月 29 日

令和 4 年度保険料率に関する評議会での意見（沖縄支部）

（令和 3 年 10 月 28 日開催 沖縄支部評議会）

【評議会の意見】

- このまま平均保険料率 10%を維持してもらいたい。
- 実施時期は令和4年4月納付分からでよい。

【評議員の個別意見】

（事業主代表）

- これだけ準備金が積みあがっているため、保険料率を下げしてほしいという気持ちはある。しかし、多くのネガティブな指標があり、将来的に足りなくなるとのことであれば 10%維持も致し方ないと考える。今後も各種施策を行い、なるべく保険料率が上がらないように努力をしてもらいたい。

（被保険者代表）

- 平均保険料率 10%を維持してもらいたい。